

平成25年第2回上里町議会定例会会議録第5号

平成25年3月18日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第52 一般質問について

出席議員（13人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	杳澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民環境課長	須田孝史君	福祉こども課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	学校教育課長	木村隆之君
学校指導室長	福島慶治君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主査 戸矢信男

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第52 一般質問について

○議長（高橋正行君） 日程第52、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号1 番の植原育雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは、安全と安心、選択と集中、官民協働であります。

今3月定例議会では、1、町内の交通安全対策について、2、総合窓口（ワンストップサービス）について、3、学校週6日制について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

最初に、町内の交通安全対策について、町長に質問させていただきます。

信号機の設置及び交差点改良、古新田四ッ谷線と町道125号線とのT字路の信号機設置と交差点改良について伺います。

私は、平成24年3月議会で質問をさせていただきました。平成25年度中には開通予定の古新田四ッ谷線ですが、県道上里鬼石線との交差点は、信号機が設置されれば安全性は確保されるかと思っておりますが、この地点より西に向かっていくと、四ッ谷地内の住宅地になります。この古新田四ッ谷線は、町道125号線とT字路の状態での交差点になります。この地点のすぐ北側に変則の交差点があり、信号機が設置されています。現時点においても、上里中学校方面から役場方面に向かってきた車が、森下牛乳店付近の信号機の交差点の手前から右折して、県道上里鬼石線方面に向かう車が多くあり、右折時に森下牛乳店付近の信号機付き交差点から南に向かってくる車と衝突するなどの交通事故が発生していて、今後、古新田四ッ谷線が開通することになれば、町道125号線とT字路の状態での交差点を通過する車が増えることは確実です。この交差点は、危険極まりない交差点となり、交通事故を誘発することになると思い、町はどのような対応を考えているのか、町長に質問しました。

町長は、「本庄警察署の交通規制担当と現場診断を実施し、信号機の設置を検討しましたが、

既存の信号機と距離がなく、現在の交差点形状では、信号で規制する道路が多過ぎるため、信号機の設置はできない」との回答でありました。「このため、T字路部分についてはゼブラゾーンを設けるとともに、安全ポールを設置し改良を行ったところでございます。現在の形状では事故への心配はありますが、信号での規制はできない状況でありますので、交差点の改良を含め、今後の状況により検討をさせていただきます」と答弁をいただいております。

T字路部分にゼブラゾーンを設け、安全ポールを設置した結果、左折するときセンターラインを越えてしまう車も出て、逆に交通事故が発生しやすい状況になっています。このT字路の交差点は、将来、十字路の交差点になることが想定されますが、既存の信号機と距離がなく、現在の交差点形状では、信号で規制する道路が多過ぎるため、信号機の設置ができないとすると、将来この交差点が十字路の交差点になった場合、どうなってしまうのでしょうか、疑問が残ります。

私は、現在のT字路の状況であっても、信号機の設置は、交差点改良も含め交通事故防止になるような環境づくりは必要だと思っています。私が1年前の一般質問の後に車に乗って感じましたことは、このような場所は、埼玉県内にも他の県内、国内においても何カ所もあると思っています。ここと似たような交差点、この四ッ谷地内みたいに複雑ではありませんが、信号機が設置されている場所として、1点目に、本庄市内の北泉小学校東側道路の北方向に、近距離で信号機が2カ所設置されています。2点目は、さいたまセレモニーホール本庄の東で、南側交差点とそのすぐ東にある中枅酒店との間に近距離で信号機が設置されています。3点目は、四ッ谷地内の交差点よりさらに複雑な交差点で、交差点と交差点との距離もない交差点ですが、信号機が設置されています。場所は、群馬県高崎市の和田多中町交差点であります。国道17号倉賀野を通過し、高崎環状線道路の標識を過ぎると上佐野高架橋になり、高崎の市街地、倉賀野の道路標識が見えますので、左折して下に下っていき、信号を右折した付近の交差点が和田多中町交差点であります。交差点と交差点の間の距離は余りなく、すぐ近くにすごく複雑な交差点、6差路があります。そのうち1つの道路は進入禁止になっています。群馬県と埼玉県で県名は違いますが、同じ日本国内の道路です。町長にも一度現場を見ていただきたいと思います。

再度、信号機の設置について、関係機関と協議をしていただきたいと思います。町長はどのような考えをお持ちでしょうか。私は信号機の設置は可能だと思っています。すぐに信号機の設置が無理であるとするれば、設置できるまでの間、現在はT字路部分にゼブラゾーンを設け、安全ポールを設置していますが、さらに町は、交差点改良も含めて、交通事故が発生しないような環境づくりをするべきだと考えます。町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問します。

次に、ウニクス及び下久城方面から県道藤岡本庄線への出入り口のところの信号機設置について伺います。

「ウニクスのところの信号機の設置はできないのか、危なくてしょうがない」と何人もの町民の方から言われています。県道藤岡本庄線側には信号機が設置されていますが、下久城方面からウニクス方面等に向かって、またはウニクスから下久城方面等へ向かって出入りする地点には信号機が設置されておらず、また県道藤岡本庄線設置の信号機の色が変わっても見づらく、県道に車が走っていないときはよいのですが、県道に通過車両があるとき、特に左折や右折時に非常に危険な状態です。去年の雨の降っている日に車が横から衝突され、横転するという事故も発生しています。いろいろと事情はあると思いますが、町民の目線に立った考え方でも必要ではないでしょうか。死亡事故が発生したら運転手が責任をとることになりますが、その前に町は交通事故が発生しにくい環境づくりをするべきです。

本来、個人や法人の所有する土地の出入り口に信号機を設置することは、望ましいことではないと思いますが、現実的にこの場所は信号機の設置が必要な場所になっています。ここを利用するのは町民の方が多いと思います。町民の方が安全に安心して暮らせる町づくりを町長も願っていると思います。きっと上里町も、この場所には信号機の設置が必要だと思っているに違いないと推測しております。いろいろと難問もあり、関係者の方も大変な努力をされていると思いますが、この交差点を利用する方たちのためにも、上里町民のためにも、一日も早く信号機の設置を目指して奮闘努力を願っています。町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問します。

次に、町内の住宅地、特に通学路での速度制限対策について伺います。

私は、平成24年3月議会で、道路整備等による交通事故防止について一般質問をさせていただきました。その中で、県道藤岡本庄線は朝夕、大変車が渋滞していますと申し上げました。本郷の住民の方からの話ですと、「最近、脇道の交通量も増えてきていて、しかもスピードを出して通過している車両が多くあり、危なくて見ていられない」、「交通事故がいつ起きても不思議ではない」、「工業団地への通過車両の迂回路として利用されているのではないか」と言っていました。「朝の通勤時間に住宅地をスピードを出して走っている状況であり、特に登校時間と重なる場合、町内の各所でも交通事故に遭う確率が高くなっていて、大変心配されています」と一般質問をしました。

町内のある地区では、登校時間帯に車両の乗り入れ制限をしてもらおうと、本庄警察署交通担当の方に通過車両の調査をしていただきました。運が悪くその日は学校が休校日でしたので、通過車両と通学児童の危ない場面は見えていただけませんでした。その後も本庄警察署交通担当の方には調査をしていただきましたが、調査の結果は、通過車両が少ないとの判断で、通学路

の時間規制は実施されませんでした。この結果、地元PTA役員さんの判断により、通学路を変更して迂回することになりました。通学路を変更したために、学校までの距離が遠くなりましたので、地元の保護者の方の話では、「朝、子どもが登校のために自宅を出るのが、今までと比べて10分ぐらい早くなりましたが、子どもを守るためには仕方がない」と言っていました。

通過車両の調査を行った本庄警察署交通担当の方の話では、「通学路の時間規制が実施できないとすると、通過車両のスピードをダウンさせる方策が必要ではないか」と話していました。この場所は制限速度が30キロメートルですが、制限速度を超えて通過する車両も多く見られます。制限速度を守れないとすれば、特に通学路や住宅地等、上里町内全域になりますが、危険な場所では、交通事故防止のために通過車両のスピードをダウンさせる対策が必要ではないかと思います。例えば、道路上の一部分に波をつけたり、凹凸部分をつくるなどして、車が自然にスピードをダウンするような対策をとるようにしたらどうかと思いますが、町長はどのように考えますか。町長に質問します。

次に、総合窓口（ワンストップサービス）について、町長に質問させていただきます。

来客者、特に身障者や高齢者等の方々の負担を和らげることにについて伺います。

文教厚生常任委員会では、昨年の11月5日月曜と6日火曜の2日間、新潟県長岡市と阿賀野市への視察研修を実施しました。長岡市では、主に子育て支援や防災対策、そして市役所が市民協働・交流の拠点になっておりました。さらには、市役所の窓口では、ワンストップサービスを提供していました。

阿賀野市では、バイオマスタウン構想についてですが、地域にある資源を利用して、それをエネルギーに変え、そのエネルギーを地域内で利用するという資源循環型でした。

今回の質問は、総合窓口（ワンストップサービス）についてですが、複数の行政サービスを1カ所で一度に受けられるということで、長岡市では市役所の窓口を1階のフロアに集約し、市民は動かず、担当職員が入れ替わりで対応しているとのことでした。

長岡市の総合窓口の担当者に確認しましたら、相談、証明発行等の手続に合わせ、ワンストップでのサービスを提供しているとのこと、複数の手続とは、主に出生・死亡・婚姻・離婚・転入・転出・転居の7つの業務をもとにして、この事務に関連する保険・年金・医療・福祉・教育・税金等の手続関係事務を、市民は動かず、担当職員が入れ替わりで対応しているとのことでした。また、市役所業務を幅広く紹介し、案内する市役所コンシェルジュや申請書などの記載を補助するフロアマネジャーを配置し、訪れる方を総合的にサポートしているとのことでした。

上里町でも、かつては役場の窓口、町民の方が訪れる回数の多い課などは1階のフロアに集中していましたが、課の統廃合により福祉こども課が2階に移動しました。幸いにも今年の1

月30日の上里町議会臨時会で、上里町課設置条例の一部を改正する条例案が上程され、原案のとおり可決、窓口業務を担当する課が、今年の4月1日から1階のフロアに集約されることになります。提案理由は、人権施策の見直しや福祉・医療・子育て等の業務手続等の利便性向上のため、課の新設や統廃合をしたいとのことでした。また、窓口業務を担当する課を1階に集約し、今後ますます高齢者が増大することなどへの対応とも言われていたと思います。

よく考えてみますと、課の中身はうまく調整されているようですが、本来、1階のフロアにあるべき課が1階に戻ってきたとのことだと思います。私はもう一步踏み出してほしいと思っています。体の不自由な方もおりますし、今後、高齢者はさらに増加が見込まれます。これらの方々の負担を和らげる対策が必要であると考えます。その対策の一つとして、総合窓口（ワンストップサービス）が挙げられると思います。

何番の窓口に行ってください、同じ1階のフロアでも、体の不自由な方や高齢者の方は移動が大変だと思います。また、体の不自由な方や高齢者の方以外でも、上里町から転出される方で町税に未納のある方は、税務課に行ってくださいと言っても、寄っていく人は少ないと思います。聞くところによりますと、現在においても窓口のお客様の少ないときは、税務課職員が町民環境課に出向いて対応しているとのことでした。しかし、転出・転入者等で教育委員会に用事のある方は、3階まで行く必要があります。エレベーターを利用しても大変だと思います。各課においても、他の課の情報は端末機によって把握できますし、総合窓口（ワンストップサービス）の担当職員に許可を与えれば、他の課の情報を見たり、操作もできると思いますので、町民が動かなくても、担当職員が動けば、総合窓口（ワンストップサービス）は可能であると思います。町民の目線に立った考え方も必要ではないでしょうか。

私が町の職員であったころの話ですが、町民の方が役場に来るのが、慣れている人は別ですが、町民の方で役場に用事があって訪れるのが何年かに一度あるかないかの人が役場に訪れたときに、役場の職員は一斉に来客者を見る、とても嫌だと聞いたことがあります。役場の職員は自分が担当する仕事かもしれない、来客者の方に失礼があってはならないと思って来客者を見ているのですが、立場が違ふとこんなに受け取り方が違ってきます。

役場の窓口は役場の顔、上里町の顔とも言われます。窓口職員の対応の良し悪しによって、その町の印象が決まってしまうと思います。職員が来客者の立場に立って、親切丁寧に対応する必要があります。来客者、特に身障者や高齢者等の方々の負担を和らげることにつながる総合窓口（ワンストップサービス）について、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問します。

次に、学校週6日制につき、上里町の取り組みについて教育長に質問させていただきます。

学校週6日制について、平成25年1月13日の毎日新聞によりますと、「文部科学省は現在、

公立学校で実施されている完全学校週5日制を見直し、土曜日にも授業をする6日制導入の検討を始める」と掲載されておりました。

最初に、ゆとり教育から脱却した新学習指導要領について伺います。

ゆとり教育の見直しで授業時数を増やした新学習指導要領が、小学校で昨年度から、中学校で今年度から完全実施されております。同省は今後、導入に向けた課題を精査し、省令改正などをして実現を目指すそうです。文部科学省は省令で土曜日・日曜日を休業日としていますが、特別な必要がある場合は、授業をすることができるとの除外規定があります。東京都などでは、この規定を使って2010年度、平成22年度から土曜授業を実施しており、また宇都宮市など全国の小学校の5.7%約1,100校が、中学校の6.4%約590校が、土曜日を使って公開授業等を実施しています。回数は年10回以下がほとんどで、11回以上は小・中学校とも1%未満しかありません。文部科学省は土曜授業の導入に当たり、月曜日から金曜日までと同様に教科教育に当て、平日の授業負担を軽減させるほか、標準850時間（小学生）から1,015時間（中学3年生）と定めております。年間授業時数をさらに増やしたいねらいもあるそうです。

文部科学大臣には、諮問機関であります中央教育審議会（中教審）があり、そこでの検討を経る必要があるとの声も省内にあり、具体的な導入時期や実施方法が決まるまでには、曲折も予想されます。教職員の勤務時数が法律で週40時間と定められているため、実施するには教員の数を増やす対応が必要となるなど、課題も多くあるそうです。

東京都の小学校PTA協議会が、2010年、平成22年に実施した調査によりますと、土曜日の授業について、保護者の86%と教員の38%が必要とし、保護者の7%と教員の52%が反対となっています。

下村博文文部科学大臣は、「徹底して土曜日の授業を導入したい。国民的な理解を得るなど省内で課題をクリアしたい」と話しています。文部科学省が土曜日にも授業をする、学校週6日制の検討を始める背景には、子どもたちの学力向上や平日の授業負担を解消したいねらいがあります。年間の授業時数を35時間から70時間に増やした新学習指導要領によって、現在、小学校でも平日の6時間授業が当たり前になっております。平日の負担軽減も図りながら、子どもの学力を世界のトップレベルにするとの下村博文文部科学大臣の思惑があります。学校によっては、さらに授業時間増も想定できます。

「ゆとり教育からの脱却」を掲げた新学習指導要領で、安倍晋三首相が前回の自らの政権下で導入を進め、当時設置された教育再生会議でも、5日制の見直しを提言に盛り込んだ経緯があります。土曜日授業の復活は、安倍カラーの施策になっております。

次に、土曜日授業の復活について伺います。

学校週5日制は、子どもたちがゆとりのある生活の中で、個性を生かしながら豊かな自己実

現を図ることを目指して、平成14年4月から完全実施されました。学校と家庭、地域社会が連携して、子どもたちの自ら学び、考える力を育むことが目的とされてきましたが、一方で、授業時間が減って、学力低下を招いたとの指摘もあります。

学校週5日制が導入された時期は、一般社会も週休2日制に移行していったという時代的背景もありましたが、その後、学力低下の批判を受けて、学習指導要領が改定されて、授業時間が増え、前にも申し上げましたが、一部の公立学校や私立学校では、土曜日の授業を実施するようになり、学校週6日制の受け入れ体制はできつつあると思いますが、一方では、学校の週休2日が社会に定着していて、学校行事や地域でのスポーツ活動、体験学習などが、土曜日の使い方として一般的になっているのも事実となっております。日曜日にPTAや自治体主催のイベントに出席する教員の方もおるといことで、学校週6日制の導入により、土曜日の授業が復活されることになると、教員の方の負担が増すことになり、現場の校長先生等の管理職の方は、心配しているとの話も聞いております。

陰山英男立命館大学教授は、「授業を増やせば学力が向上するという考えは安易」と指摘しています。「授業時数を増やさずとも学力の向上をさせた地域はあり、そうした実践を精査することが重要だ。学力向上の視点からの土曜日の授業復活には慎重さが必要だ」ともっております。

隣の神川町では、平成23年度から月1回、第3土曜日に授業を実施していて、保護者や地域の人たちにも授業を公開しているようです。6時間授業を減らすことによって、平日の放課後や土曜日の午後に地域の人たちとの交流の時間も確保したいとのねらいがあるようです。ただ、土曜日はスポーツ少年団の活動や部活動、親子の交流などによって授業を児童・生徒が欠席するケースもあり、授業に支障が出ていることも課題になっているようです。

学校週6日制につき、ゆとり教育から脱却した新学習指導要領と土曜日授業の復活についての上里町の取り組みについて、教育長に質問いたします。

以上で、とりあえず質問を終わります。

○議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1の町内の交通安全対策について、①の信号機の設置及び交差点改良についての御質問をいただいたところでございます。

古新田四ッ谷線と町道125号線とのT字路の信号機の設置と交差点改良についての御質問についてお答えをさせていただきます。

古新田四ッ谷線の工事は、平成25年度に完了を予定しておりますが、完成後は本庄市駅南方面への利便性が向上することから、この交差点への進入車両も増加することが考えられております。この交差点の信号機の設置につきましては、昨年3月の植原議員の質問に対しまして、回答をさせていただいたところでございます。当時の本庄警察署との道路診断では、既設の信号機とT字路との距離が短く、滞留長が確保できないことや、信号で規制する道路が多いことなどから、信号内での滞留による進入できない車両の発生が考えられるなど、4方向処理は困難であり、信号機の設置はできないということであったわけでございます。

しかし、先ほど植原議員さんもおっしゃってございましたけれども、他の市町村にはもっと複雑な信号処理をされておる交差点も存在しておりますので、改めて県の交通規制担当の意見を伺いましたが、当時の診断結果と同じで、車の滞留長や右折帯がないこと、これを整備しても、規制する路線数が多いことから、交差点内車両が詰まることが予想されるなど危険であり、十字路に改修することが理想とのことで、設置できない状況に変わりはありません。この交差点を十字路に改修することは、周辺の住宅の移転や道路の付け替えなど大変大幅な改修が必要になるわけでございますので、現実的ではないと考えております。

古新田四ッ谷線のT字路部分につきましては、昨年1月に行いました警察との道路診断に基づきまして、ゼブラゾーンを設けることとともに、安全ポールを設置して交差点部分の絞り込みを行いました。これは交差点の車両の速度を落とし、安全確保を促すために実施したものでございますが、その後の事故はありませんので、効果が出ているものではないかと思われます。

今後はこれらの方法も含めまして、規制の協議や改良を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、②のウニクス及び下久城方面からの県道藤岡本庄線への出入り口のところの信号機設置についての御質問でございます。

この交差点には、通学路の安全対策として、押しボタン式信号機が設置され、利用されてきたところでございますが、ウニクス上里店の開店に合わせて、押しボタン信号機をそのままの状態、定周期へ機能だけが変更された状態になっておるわけでございます。このため、下久城やウニクス上里店方向には、車両用の表示ランプは設置されておりませんので、信号が確認できないことから、危険な状態となっております。

このような状況から、平成23年9月に、関係する地元区長さんより正規の信号機への変更の要望をいただきまして、現在その協議を埼玉県警察やウニクス上里店と進めておるところでございます。

ウニクスの駐車場出入り口につきましては、私有地の出入り口となりますので、本来、信号機は設置されないものでございますが、T字路部分にメインの出入り口が設けられていること

や、出入りの車両数も多いことなどから、設置をしないと危険な状態になってしまいます。このため、駐車場出入り口も含めて、定周期信号の設置を進めているところでございますが、ウニクスの駐車場につきましては、大規模小売店舗立地法の計画に基づく駐車場の制約がありまして、夜間は駐車場を閉鎖する必要があります。この閉鎖時に誤って進入してしまった車両の安全対策などの駐車場に関する協議を、今、警察とウニクスで進めておるところでございます。この協議に基づく対策がウニクスより実施された場合は、平成25年度において設置される見通しとなっております。今後は早期に信号が設置されるように、町も協力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、住宅地、特に通学路での速度制限対策についてであります。朝夕の通勤時間帯におきましては、通学路や生活道路に進入した車両制限速度を超えて通過していることが多くなっております。これらの車両は、主要道路の信号機を避けて通学路や生活道路に入り込んできておりまして、特に朝は通学時間と一致する路線もあるため、危険な場所となっております。

生活道路や通学路の安全を図るために、道路の整備を行うか、進入禁止や速度などの規制を行うかの方法が必要かと考えております。しかし、必要な道路全てを整備するためには、莫大な費用が必要となります。進入禁止を行った場合は、通勤車両のみ進入禁止とできませんので、全ての車両が規制されてしまい、生活に多大な影響が出てしまうことになるわけでございます。また、これらの道路の速度制限につきましても、30キロメートルや40キロメートルの規制が設けられている路線がほとんどであります。規制が守られない車両につきましては、速度が出にくくする方法、先ほど植原議員もおっしゃってございましたけれども、路面に凹凸を設けることや目立つ表示等を行うことも、その方法ではないかと考えております。

路面に凹凸を設けることにつきましては、農免道路と新幹線が交差した北の交差点に位置しており、事故数が減少するなど効果も出ておりまして、この対策は有効なのではないかと考えております。路面への凹凸の設置につきましては、通過する場所に設けることは、危険となる場合や騒音苦情が出る場合もありますので、設置に当たりましては、十分注意をする必要がありますが、これらも含めて住宅地や通学路の速度を下げる方法につきまして、多様な方法を検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の総合窓口（ワンストップサービス）について、①の来客者、特に障害者・高齢者の方々の負担を和らげることについての御質問をいただいたところでございます。

植原議員のお話のとおり、新潟県長岡市では、お客様が多く集まる1階の場所で窓口業務を一本化、お客様が移動せずに手続きができるという窓口サービスが行われているとの話をいただきましたが、上里町の庁舎におかれましては、住民移動・福祉・医療に関する窓口業務が1階と2階で分かれてしまっているなど、住民に不便をきたしている状況でございました。

そのため、庁内窓口業務等の再編成のため、組織見直しの検討会議を開催し、検討してまいりました。検討結果の内容につきましては、平成25年1月の臨時議会で議員の皆様にご可決をいただきました、上里町課設置条例の一部改正でございます。平成25年4月より組織の一部が変更となり、新しい課が誕生し、課の再編も行い、1階に窓口業務を集約することで、住民票や戸籍謄本の交付、国民健康保険の加入・喪失や高額医療費の支給申請、障害者の資格手続、介護申請、児童手当の申請、保育所入所手続など、住民生活に直結する住民サービスが同じフロアで受けられる体制になり、町民の皆さんの移動の御負担を減らしまして、利便性の向上を図るとともに、転入・転出、そして転居の届出に來られましたお客様には、関連する手続につきまして、案内用紙による窓口案内をさせていただいたり、必要に応じて直接、町民係の職員が窓口まで誘導による案内も行っております。今後も来客者の方々の負担を和らげるため、便利でわかりやすい窓口サービスに努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、学校週6日制についての御質問をいただいたところでございます。

下村博文文部科学大臣は、1月、公立学校の毎週土曜日を休みとする学校週5日制を見直して、学校週6日制を実現するための具体的な検討に着手したことを明らかにしました。

新学習指導要領で増加した授業時間数や学習内容への対応と学力を向上させることが、ねらいのようでございます。しかし、土曜日授業の復活には、教員の労働条件や定着した週5日制を変えるといったさまざまな課題を抱えているようであり、今後の動向に注目するところでございます。

なお、これらの御質問につきましては、教育に関するところでございますので、教育長に答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 学校週6日制、上里町の取り組みについて、ゆとり教育から脱却した新学習指導要領について、土曜日授業の復活についての私への質問に対して、お答えをさせていただきます。

議員お話しのように文部科学省は、学校週6日制を実現するための具体的な検討に着手したことを明らかにしました。学力向上策の一つと考えられております。

まず、ゆとり教育から脱却した新学習指導要領についてお答えいたします。

小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、新学習指導要領が完全実施されました。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力を育成することを目

的に、教科等の授業時数を増加し、教育内容が改善されました。具体的には、年間で小学校で35時間から70時間、中学校では35時間の授業時数増となりました。

子どもたちが学習にじっくりと取り組める時間を確保するという考え方による改定でしたが、町内小・中学校でも、これまで以上に過密な週時程を余儀なくされ、児童・生徒と教師の触れ合う教育相談などの時間や、児童会・生徒会活動や学校行事などの教育活動を行う時間を、いかに確保するかといった新たな課題が出てきております。まさに議員御指摘のように、ゆとり教育を脱却して、知識量増大重視へと転換されたのではないかと多くの方が感じているところでございます。

次に、土曜授業の復活についてでございます。

県内では、今年度、振替休業日を設けずに、土曜日の授業を実施している市町村がございます。年間の実施予定回数は、小学校では1回から多いところで11回、中学校では1回から多いところで13回と聞いております。町内でも実施した中学校がございます。

しかし、振替休業日を設けずに土曜日の授業を実施することにより、幾つかの課題が出てきているようでございます。例えば、土曜日は週休日なので、教育課程に位置づけた授業をするには、家庭や地域社会への配慮が必要なことや、教職員の1週間当たりの勤務時間を超過させることへの配慮等でございます。

このように、現在の制度のもとで土曜授業を復活させるには、多くの課題を解決する必要があるとございます。上里町教育委員会といたしましては、今回の文部科学省の検討により、多くの課題が払拭される見通しがなされるものと考え、国の動向を注視しているところでございます。

また、埼玉県教育委員会からは、土曜の授業を実施する学校が増加している状況を踏まえ、平成25年2月、「小・中学校における土曜日の授業について」が通知されました。内容は、土曜日の授業を実施する場合においては、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進め、教育活動の充実を図るよう留意するというものです。

このようなことから、上里町教育委員会といたしましては、国や県の動向に注視しつつ、土曜日の授業の実施が、どのような成果をもたらしているのかについて調査するとともに、学校、保護者、社会教育団体などから幅広く意見を聞き、土曜日の授業の実施について研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 議席番号1番の植原育雄でございます。

町長、教育長には御丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございます。再質問をさせていた

だきます。

古新田四ッ谷線と町道125号線とのT字路のところの信号機の設置についてでございますけれども、1年前に町長より答弁をいただいたものと、答弁の内容、今回も同じようでありますけれども、県の交通規制課の話では、信号機の設置は無理だというようなことでありますけれども、群馬県でも、違うところでも、もっと複雑な場所で信号機が実際ついておりますので、そこら辺のところは再度、引き続き検討をお願いしたいと思っております。

それで、このT字路の交差点でありますけれども、将来は西に向かって行って、道路が延伸されて、上里町の中央通り線に接続される予定であります。何十年後になるか、ちょっとわかりませんが、そのときには古新田四ッ谷線と町道125号線、T字路の交差点になると思います。そうしますと、信号機を設置するしかないと思っております。そういうことを考えますと、現在の状況では設置できないとする考えがあるようでありますけれども、実際、信号機を設置しないと交通の対応ができていけないということもありますので、そういうときのことも考えて、信号機の設置について、引き続き対応をお願いしたいと思います。町長に質問させていただきます。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中でお話を申し上げましたけれども、他の市町村にも、もっともっと複雑な信号機があるというお話をいただいたところでございますけれども、特に四ッ谷のあの信号は、滞留長や右折帯がない。そういうことで、あそこへ信号機を付けるということは、非常に難しいというようなお話をいただいております。これは専門家に相談をさせていただいたところでございますので、我々といたしましても、非常に難しいのかなというふうに思いますけれども、他にそういう実例もあるわけでございますから、もっと研究する必要もあるであろうと、そういうふうにも思っておりますのでございます。

また、右折線がないから非常に危険だというふうにも言われたわけでございますけれども、あそこへ例えば右折線を設けた場合は、今度は右折線に入った車と真っすぐ来た、左に入る車と両方がありますから、逆に今度は左折する車が、右から来た車を見づらい。両方がそういうふうにも言えるわけでございまして、例えば向こうの信号が青になって、右折へ入っている車がさっと出た場合、左も出られるかなと思ったら、あっちから車が来たと。そういうことも想像はされるわけでございますので、いずれにしても、もう少し警察のほうとも協議をしまして、いずれにしても、今あるゼブラゾーンや安全ポールなどを設置しまして、今後、交通量がどこまで増えるかという課題もあるわけでございますので、もう少し検討をさせていただく中で、最善の道をとっていきたいと、このように考えておるわけでございますので、ひとつよ

ろしくお願いをしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） 今後、通過車両がかなり増えると思いますので、そこら辺のところは状況を見ながら対応をしていただきたいと思います。

それから、ユニクスのところの信号機の関係なんですけれども、当初は押しボタン式の信号機をつけて、それが今残っているという状態で、町長もあその場所は、信号機がないと危ないという、危険な場所であるというようなことを答弁されたと思います。

平成23年9月に正規の定周期の信号機設置に向けて、地元の方とも協議をされて、信号機設置に向けて努力をされているということでございますので、そのところは大规模小売店舗法の関係で、本来、夜は封鎖しなくてはいけないということがあると思いますが、当時、町はユニクス開店のときに、どのような指導をされたか、ちょっとわからないのでありますけれども、ユニクスの協力体制が必要かと思います。間違っあそこのユニクスの敷地内に入った場合、迂回して出ていけるような、そういう対策も必要かなと思いますけれども。

いずれにしても、ユニクスのお客様のために、やはり事故が起こらないような、そういう状況を、もう一日でも早く、そこら辺はユニクス側の協力が必要だと思いますので、信号機の設置に向けて努力をしていただきたい、そういうふうに思います。そこら辺の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原議員のおっしゃることは、全くよくわかるわけでございます。あそこところに正式な信号機をつけた場合は、誤ってユニクスのほうへ入ってきてしまう、そういう車が非常に多いのではないかなと。あそこを道路だと思って真っすぐ入ってきてしまう車が多いのだらうと、そういうふうにも考えられるわけでございますので、その間違っ入ってきた車が、その中でどういうふうに迂回できるか、その辺のところは、今、警察とユニクス側と協議をしておるところでございまして、その協議が調い次第、25年度にでも、町も一生懸命やらせていただきまして、正式な信号機を付けさせていただくということでございますので、今その協議を待っておるところでございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） 町内の住宅地、特に通学路での速度制限対策について再質問したいと

思います。

町長の回答の中にもありましたけれども、これを進入禁止にするのは、その付近の住民にもいろいろと生活に障害が出るというようなお話もされました。ただ、30キロ制限という速度制限が実際ありますので、そこら辺を守っていただくのが一番いいんですけれども、守っていただけない方が数多くいると思います。スピードの取り締まりをするのも、一つの手かなと、そんなふうにも考えているわけなんですけれども、警察の方に協力をいただいて、町内の危険箇所、そこら辺のパトロールというんですかね、立哨指導もしていただければと思っております。

それで、路面に凹凸、あるいは波を打たせるということなんですけれども、いろいろ莫大な費用もかかるというようなこともあるかとは思いますが、町民が安全で安心して暮らせるその考えは、町長も同じだと思います。そういった意味で、ここら辺も路面に凹凸を付けるなどのことにつきましても、さらにスピードアップして、できれば通学路を中心に住宅地等、そこら辺についても、実施に向けて努力をしていただきたいと思います。町長のお考えをもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 路面に凹凸を設けることも、非常に効果があるのではないかなというふうに思います。また、先ほど私が申し上げましたように、目立つ表示板、そういうものも必要ではないかなというふうに思います。また、警察に一斉スピード違反だとか、そういう取り締まり等をやっていただくことも、一つには大きな効果があるのではないかなというふうに思っておるところでございまして、どういうふうにしたら一番効果があるかということ、これからは少し検討させていただきまして、よりよい方法をやらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

ただ、凹凸を付けた場合、住宅地の中でそれが住民の皆さんにうるさいと、そういった苦情も出ておるような場所もあるようでございますので、これはかなり効果があるようでございますけれども、それらのことも含めながら検討していかなくてはならないと、そんなふうにも思っておるところでございますので、できるだけ早くそういった処理を、どういう方法がいいかということ、警察ともよく協議をさせていただき中で、交通事故のない明るい町づくり推進のために努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 総合窓口（ワンストップサービス）について再質問させていただきたいと思います。

町長の答弁では、窓口担当課を1階のほうに集約をしたということで、案内用紙や、町民環境課の職員がお客様を次の課のほうへ案内するようなお話があったかと思います。そういうことも必要かと思いますが、やはり実際、転出者で税金が未納の方、税務課に寄って行って下さいと言っても、行く人はいないと思います。町民環境課のほうで職員がずっと案内してくれればいいんですけれども。

現在、税務課のほうでは、町民環境課のほうに行きまして、その転出される方に対して、納税相談を行ったりしているそうです。そういうふうに、やれば可能だと思うんですね。実際お客様が動かなくても、あんな近い距離ですので、職員が動いて処理をしてあげると、そういうのもこれから必要になってくるのではないかなと、私はそういうふうに思っております。そこら辺も、今年の4月1日からは、もうちょっと間に合わないかと思いますが、これも将来に向けて検討をしていただきたいと思いますので、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 転出者の対応等につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、転出届の窓口である町民係と関係する課が、緊密に連絡をとりながら、他の手続が必要となります窓口を御案内させていただいておるところでございます。特に税関係で手続を必要とする場合は、現在でも税務課等の担当職員が町民係へ移動し、お話を伺っていると、そういう状況でございますので、今後も引き続きそういう皆さんに優しく案内板をつけたり、親切に指導をしていきたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） さっきの町税の未納のある方が、町民環境課の窓口で税金の未納の話をされると、近くに知人とか友人、近所の人がいた場合に、プライバシーが侵害されるというような話もちょうと聞いております。そこら辺のところも、1階のフロアは広いわけですから、そこに間仕切りをして、そういう相談するようなところも、今後考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 窓口では、テーブル等を用意して、軽易な相談は行っておるわけですが、今、植原議員に提案をいただきました部分に、相談者のプライバシーを守るために、仕切り等も考えてやっていく方法で検討を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（高橋正行君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） 学校週6日制について、再質問させていただきたいと思います。

実際、国のほうは、土曜日の授業の回数とか導入時期、そういうものを自治体や学校に選ばせるということも、そういう想定をしているようです。この場合、いろいろと教育長のほうからも答弁がありましたが、多くの問題を解決した上で実施したいと、そういうような答弁があったかと思います。いろいろと大変だと思いますけれども、徐々にそこら辺のところも研究されて、とりあえずいつ頃から実施に向けて今考えているのか。平成25年度中に実施するのか、あるいは26年度頃になるのか、そこら辺のところについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） お答えいたします。

実施時期をどのあたりに考えているのかということでございます。先ほども申し上げましたように、さまざまな課題がございます。特に一つは、子どもたちが現在、土曜日、さまざまなところで活動しております。それらの活動を打ち切り、そして土曜日に授業をとということになりますと、上里地内だけでは難しい部分がございます。さまざまな、例えばスポーツ団体で言いますと、北部地域ですか、こちらの県北のほうの大会等、そういうものもございます。そうすると上里だけで決めるのではなくて、やはり他市町村も調整をかけながら決めていかないと難しいのではないかなというふうに思っております。

土曜に授業を実施することは、子どもたちに、授業を受けるためのゆとりといいますか、以前のゆとり教育ではなくて、授業を受けるためのゆとりを持たせるという意味で、大変意義あることだというふうには考えておりますけれども、さまざまな課題を解決するということになりますと、ここ1年、2年で果たしてできるかどうかということになるかと思えます。できるだけ早くその実現に向けた取り組みができるように、研究してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋正行君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） 実施時期については、1年ないし2年位かもしれないというような御答弁だったかと思いますが、実際、私立学校には土曜日授業を続けている学校があります。公立の学校も土曜日授業を実施している学校があります。そうしますと、土曜日授業を実施している学校としていない学校については、学力格差が拡大される、そういう心配をされている人がいるかと思えます。そこら辺もありますので、そこら辺についても、いろいろ課題はあると

と思いますが、教育長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど言いましたように、現在、土曜日授業をやっているのは、いわゆる通常の授業というよりも、地域の皆さん方に公開する、保護者の皆さん方に公開するというのが大前提になっております。したがって、学校と地域、家庭が連携を密にするという、そういう大前提に立った授業でございますので、土曜日に授業をしたことが、即学力向上というふうに直接的に結びついているかどうかというのは、また検討しなくてはならないかなというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように、土曜日にそういう行事等が振り向けられることによって、平日の授業に少しゆとりができるということでは効果があるのではというふうに考えておりますので、議員御指摘のように、検討を早めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

〔「以上で質問を終わります。ありがとうございました」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 1 番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 5 分開議

午前 10 時 20 分再開

○議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

8 番新井實議員。

〔8 番 新井 實君発言〕

○8 番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議席番号 8 番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問では、大きな項目として 5 項目ございます。

(1)として、運転免許証を自主返納する高齢者への対応について、(2)として、高崎線踏切の改修について、(3)老朽化した橋梁の安全対策について、(4)防災拠点となる学校への非常電源の設置について、(5)として、学校給食における食物アレルギー対策について。

それでは、項目順に従い、順次質問させていただきます。

(1)運転免許証を自主返納する高齢者への対応について。

①運転免許証を自主返納する高齢者への交通手段確保への支援のあり方について。

身体の衰えなどを理由に、運転免許証を自主返納する高齢者が急増しています。自主返納者に交付される運転経歴証明書が、これまで身分証明書として6カ月有効だったものが、4月から生涯有効となり、これが主な要因と見られております。しかし一方で、車のない生活に不便を感じる高齢者も多く、かわりの交通手段確保など、支援のあり方が課題となっております。

運転免許の自主返納制度は、高齢者の死亡事故件数を減らす目的で1998年4月に始まりました。埼玉県警の運転免許課によりますと、自主返納者は2007年に1,426人だったが、2011年には3,235人と大幅に増加、2012年1月から6月までの半年間で2,791人に上り、昨年同期の1,466人からほぼ倍増しました。同課の大友伸幸次席は、「経歴証明書の改正の影響が大きい。返納者が増えれば、身体能力の落ちた高齢者の事故防止につながる」と見ています。

2011年の人身事故3万7,410件のうち高齢者が運転していたのは5,131件で、全体の7分の1強に達しています。自主返納制度を有効に機能させるには、高齢者の移動を支援する地域一体の取り組みが不可欠だと思います。

県警交通企画課によると、運転経歴証明書を提示する高齢者に対し、タクシー運賃や飲食代の割引などのサービスを提供している会社は、県内で132社（1,092店舗）あるといいます。また、各自治体もさまざまな施策を展開していますが、上里町で運転免許証の自主返納者に対し、現在どのようなサービスを実施しているのか、また今後いかなるサービスを提供しようとしているのか、関根町長にお伺いいたします。

(2)高崎線踏切の改修について。

①高崎線踏切の線路に使用されている枕木をコンクリートに改修する要望について。

昨年の12月でしたか、本庄市で買い物して家に帰る途中の高齢者の男性が、自転車で高崎線の踏切を渡る途中、線路と線路の間がコンクリートではなく枕木だったため、その振動で線路の上で自転車ごと転んで、買ってきたものが線路の上に散乱し、その転んでうずくまっていた人を、踏切に通りかかって助けようとして線路に入った高齢者の女性が、電車にひかれて死亡した話が新聞に書かれておりました。私はこの新聞記事を読んで、勇気を出して人を助けようとした人が亡くなるという悲惨な事故を考え、線路と線路の間が枕木ではなく、線路と同じ高さのコンクリートで平らにできていたなら、振動もなく、事故が防げたのではないかと思います。

上里町の高崎線の踏切で、線路と線路の間が枕木で渡るのにかなりの振動がある箇所が2カ所あります。1カ所は金久保のイオンの東の通りの金久保四ッ谷線の踏切で、もう1カ所はイオンの西の字天神の踏切で、この2カ所は賀美小学校・上里北中学校の児童・生徒の通学路で

あり、イオンのショッピングモールがありますので、自転車の交通量も非常に多く、しかも踏切の幅は、普通自動車2台がすれ違うのにぎりぎり、朝夕の通勤・通学時間帯に小・中学生が通るのに非常に危険な場所となっております。

以上のようなことから、私としては、上里町当局からJR東日本に対して、上記の2カ所の踏切の拡幅と、踏切の中の線路と線路の間の枕木をコンクリートに改修し、通る時の振動を少なくして、通過交通の安全確保について、JR東日本への強い要望をしていただくとともに、町当局には、踏切に電車が通るときの歩行者や自転車の通勤・通学の人が待つ場所、つまり、たまりの場所を作っていただきたいと思いますが、関根町長の見解をお聞かせください。

(3)老朽化した橋梁の安全対策について。

①神保原地区の御陣場川に架かる橋梁の安全性の検証と、架け替え及び改修の必要性について。

自民・公明連立政権は、緊急経済対策で公共事業の拡充に舵を切りました。目指すのは、道路や橋梁などの補修や耐震化であります。災害リスクに対応し、老朽化した公共インフラをどう整備するのか、限られた財源で日本の安全を支えるための知恵が求められております。

昨年12月に天井板崩落事故を起こした中央自動車道の笹子トンネルは、1977年開通で築30年を超え、設備の老朽化が事故の一因になりました。全国にある約1万のトンネルの4割超は築30年以上、笹子問題は氷山の一角とも言われております。15メートル以上の橋梁も、昨春時点で200カ所以上が老朽化で通行止めになっているとのこと。国土交通省は、所管するインフラの更新費は今後40年で現在の2倍強の10兆円に膨らむと推計しております。

このような状況のもとで、上里町でも神保原地区の高崎線の北を西東に流れる一級河川の御陣馬川にかかる橋梁4カ所——①として、トライアルの西を通る神保原堤線に架かる橋、②として、神保原駅前通りの御陣場川に架かる橋、③として、3丁目公会堂前の御陣場川に架かる橋（この橋げたなどは一部コンクリートが剥がれて鉄筋が見えている箇所があります）、④三・四丁目境から五丁目地区の境界の御陣場川に架かる橋などは、築50年以上が経ち、インフラの老朽化対策や耐震化の検証と調査を緊急にさせていただく橋ではないかと思っております。

特にトライアル西の神保原堤線は、上里町の南北の基幹道路であり、朝夕、通勤の時間帯は非常に交通量が多く、橋の幅が狭く、歩道がなく、歩行者・自転車・オートバイで通る人たちには、混雑して、通過交通の面からも大変危険な場所であり、町に対して、この橋だけは早く架け替えを要望したいと思いますが、関根町長の考えをお聞かせください。

(4)防災拠点となる学校への非常用電源の設置について。

①災害時の防災拠点となる避難所に指定されている町立の小・中学校への非常用電源となる自家発電装置を校内に設置することについて。

災害時の避難所に指定されている全国の公立学校のうち、非常用電源となる自家発電装置を校内に備えた学校は、全体の27.5%に留まっていることが、平成25年1月11日、国立教育政策研究所の2012年度調査でわかりました。東日本大震災を受けて2011年度の1.6倍に増えましたが、ほとんど整備が進んでいない県もあり、地域によって整備率に大きな差が開いている実態が浮き彫りになりました。

東日本大震災の被災地では、自家発電装置がないため、数日間、照明も暖房もない中で避難生活を余儀なくされた被災者もたくさんいるようであります。同研究所は一刻も早く整備率が上がるように、自治体の努力が必要と指摘しております。調査は2012年5月、避難所に指定されている公立の小・中学校など3万2,333校を対象に、災害時に役立つ整備について調べたとのことであります。停電に備え自家発電装置を設けていたのは8,899校（27.5%）でした。都道府県別の整備率を見ると、神奈川県が78%で最も高く、2011年度に比べ25ポイント増えました。静岡県が74%（11年度比8ポイント増）、東京都が66%（同6ポイント増）で続きました。東海地震対策で先行する静岡県は、避難場所に必要な設備の例を学校に示し、費用も支援しております。

一方、衛星電話など通信装置が設置されていた学校は、全国平均で4%（平成11年度比10ポイント増）、また防災倉庫・備蓄倉庫がある学校は38%（同3ポイント増）でした。避難者が寝起きする体育館にトイレがある学校は80%（同2ポイント増）、授乳や着替えなど女性などに配慮した空間の整備を検討している学校は、34%だったとのことあります。

関根町長にお伺いいたしますが、上里町立の小・中学校における自家発電装置を設置してある学校名と普及率は何%かお聞かせください。また、衛星電話、防災備蓄倉庫、体育館にトイレのある学校、また授乳や着替えなど女性などに配慮した空間の整備を検討している学校などの現況及び普及率についても町長にお伺いいたします。

国立教育政策研究所の調査では、教育委員会や学校、自治体の防災担当部局が避難住民への役割を明確に分担している自治体は、全体の6割に留まっていることが判明しましたが、上里町における自治体と教育委員会・学校の避難住民への役割分担の明確化はどのようになっているのか、関根町長にお伺いいたします。

東日本大震災では、自治体の防災担当者が避難所となった学校に到着する前に、地域の住民が避難し、教職員が対応に戸惑った例が多くあったようであります。備蓄倉庫のかぎの保管場所が、教職員に共有されていなかった自治体もあったとのこと。

また避難所の対応は、災害の発生時間帯や被害の程度に応じて変わります。静岡県は学校と市の防災担当部局、地域の住民で連絡会議を年1回開催、状況に応じて備蓄倉庫のかぎを開ける担当者や避難用の部屋などの情報共有を徹底しているということあります。

上里町では、自治体と教育委員会・学校及び各行政区の情報共有について、どのような方法で徹底を図ろうとしているのか、関根町長の見解をお伺いいたします。

(5)学校給食における食物アレルギー対策について。

①学校給食における食物アレルギーによる事故を防ぐための対応と対策について。

文部科学省は、2013年度から学校給食での食物アレルギーによる事故を防ぐための対策づくりに乗り出します。医師や専門家でつくる検討会議を5月にも設け、来年3月までに報告書をまとめるとのことでもあります。昨年12月に東京都調布市の市立小児童（11歳）が給食後に死亡した事故を受け、再発防止策を急ぐ必要があると判断したためであります。

文部科学省の調査によりますと、2004年度時点で小中高生約1,280万人のうち、食物アレルギーを持つお子さんは2.6%の約33万人に上っております。一方、医師の診断に基づいて給食での対応をとる小・中学校は8割に留まっており、国が対策を示すことで、安全確保の取り組みが加速されそうであります。

2013年度予算案に調査費1,200万円を盛り込みました。全国の都道府県教育委員会に対し、児童・生徒のアレルギー疾患の実態や事故防止の体制、過去の事故例などをアンケート調査することも検討しております。

文部科学省は2008年以降、アレルギー疾患を持つ子どもから原因食材を取り除き、最終的に担任が内容を確認するといったガイドラインを作成したり、教員への講習会を開いたりして注意を呼びかけてきました。

しかし、調布市の市立小では、死亡した女兒に担任教員が誤って原因物質の入った食品を渡してしまいました。同校では、その3カ月前にも卵アレルギーの別の児童が給食のオムレツを提供され、救急搬送されていたことが発覚しました。

以上のような学校給食における食物アレルギー事故を防ぐために、本庄上里学校給食センター及び上里町教育委員会や給食を提供される上里町の各小・中学校は、アレルギー原因食材を子どもが誤って食べないようにする体制や、給食提供の手順の具体策について、今後どのような対応と対策で臨むつもりなのか、関根町長と下山教育長に、その見解についてお伺いいたします。

これで第1回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 新井議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の運転免許証を自主返納する高齢者への対応について、①の運転免許証を自主

返納する高齢者への交通手段確保への支援のあり方についての御質問をいただいたところでございます。

近年、特に高齢化が進み、高齢者ドライバーが増えてきていると同時に、高齢者ドライバーによる交通事故等についても、報道等でよく耳にいたします。

高齢者の運転免許証の自主返納制度につきましては、加齢による身体機能の低下による高齢者の安全と道路交通に与える影響を考慮し、運転免許の自主返納を促すものでございます。

埼玉県警では、平成20年9月から、高齢者を対象とした運転免許証の自主返納を促進するため、シルバーサポート制度を実施しております。この制度は、運転免許証を返納した方は、運転免許履歴証明書を申請することができ、この証明書を提示することにより、この制度の協賛事業者から店頭商品の割引や無料配送などのさまざまな特典を受けることができる制度となっております。

特に交通手段確保につきましては、県内の50近くのタクシー会社が、運転履歴証明書の提示により、タクシー運賃が1割引きとなります。本庄市内のタクシー会社も実施をしておるようでございます。

市町村で支援している支援の多くは、巡回バスの無料パスを発行したり、割引証を発行するなどして、交通手段のなくなった高齢者の支援を行っておるところでございます。

上里町では、平成15年から無料の町内巡回バス運行を始めてまいりました。昨年4月に運行経路等の見直しを行いまして、イオンタウン、ユニクス、カインズ、ベルクなどの大型店舗に乗り入れを実施し、買い物等に利用できるようになりました。6つのコース全ての路線が役場、駅、JA上里を巡回し、医療機関の近くに停留所を変更したところもございます。今年2月までの乗降者数は、平成23年度と比較して約20%増加しておりますが、運転免許証返納者の方も利用していただいております。その他の支援につきましては、町民等の意見を伺いながら、ほかの方法についても検討をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、高崎線踏切の改修について、高崎線踏切の線路に使用されている枕木をコンクリートに改修する要望についての御質問について答弁をさせていただきます。

御質問にもございましたように、昨年の12月に本庄市の高崎線踏切内で発生した人身事故でお亡くなりになりました2名の方に対して、心から哀悼の意を表したいと思っております。

痛ましい踏切事故は、本町にとりましても決して他人事ではございません。町の東西を通過しておりますJR高崎線には、県道や町道が交差する中で立体交差が2カ所ございますが、大半は平面交差の踏切でありますので、通学・通勤はもとより、多くの人が通行しておるわけでございます。

御質問の中で御提案をいただきました踏切内の改善によって、今回のような事故が防げるのであれば、できるだけ早く対応をすることが望ましいものと考えておりますが、踏切の管理ということで申し上げますと、ＪＲ東日本が行っておるところでございます。道路拡幅により踏切改良の場合には、要望側となる道路管理者の費用負担が発生しますが、提案されたように踏切内の枕木をコンクリート製に変更することについては、ＪＲ東日本にお願いしなければならないかと考えております。この踏切の改善につきましては、ＪＲ高崎線沿線の市町村にとりましても、共通の課題ではないかと思うところでございます。

ＪＲ高崎線沿線市町では、ＪＲ高崎線輸送力増強推進会議を組織しており、ＪＲ東日本本社や高崎支社に対して、毎年、要望活動を実施しておるところでございます。踏切の改善について、他市町の理解を得て要望事項となるよう努力してまいりますとともに、事務レベルでもＪＲ東日本高崎支社と接触する機会がございますので、踏切の改善についての要望を伝えていきたい、このように思っておるところでございます。

もう１点の歩行者や自転車を待つ場所の確保ということでございますが、埼玉県でも県道の交差点などに待機場所を設置することで、歩行者の安全向上を目指した取り組みを平成25年度に実施するとのことであり、実施上の課題や事業効果などを参考に、御提案の町道と踏切の待機場所の設置について調査・検討をしていきたい、このように思っておるところでございます。

次に、３の老朽化した橋梁の安全対策について、神保原地区御陣場川に架かる橋梁の安全性の検証と、架け替え及び改修の必要性についてでございますが、全国的に橋やトンネル、上下水道、学校等の公共施設、社会インフラの老朽化が問題となっております。中央高速道笹子トンネルの事故では、天井板が130メートルにわたって落下し、９名の尊い命が奪われました。トンネルは造られてから35年が経っており、老朽化も事故の背景にあるとされております。

上里町におきましても、高度成長期以降に大量に建設され、一斉に老朽化していく公共施設を安全に使用し続けるためには、限られた財源のもと、より計画的に維持管理、修繕、更新を考えていかなければならないと思っておるところでございます。

議員御質問の老朽化した橋梁の安全対策についてであります。町では今年度、業務委託により、町管理の５メートル以上の橋43橋の点検を実施したところでございます。また、予防的な修繕によって橋を長もちさせ、コスト縮減につなげる考え方を取り入れた上里町橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。神保原地区の御陣場川に架かる御質問の４橋、そのうち３橋が町の管理でございます。神保原駅前通りの橋は埼玉県の管理でありまして、管理する本庄県土整備事務所に確認をしたところ、25年度に点検予定であるとのことでございます。

町管理の３橋の点検結果ですが、いずれも鉄筋コンクリート橋で、コンクリートのひび割れや浮き、鉄筋の一部露出、ガードレールの変形等が確認されております。部分的な修繕を要す

るものの、早急に架け替え・修繕を要するものではないとの診断結果であったわけでございます。部分的な修繕につきましては、今後実施してまいりたいと考えております。

このうち御質問で架け替えの要望のありました、トライアルの西を通る神保原堤線に架かる柿木橋でございますが、建設後に両側に拡幅の工事がされており、新旧の接続部のコンクリートの浮き、桁のひび割れ、ガードレールの変形が確認されております。コンクリートの浮きは、工事時の仕上げ面の成形不良が推定されますが、内部の鉄筋の腐食も考えられるので、詳細な調査を要すると診断をされております。

柿木橋の改修、又は架け替えにつきましては、詳細調査の結果と御指摘のありました交通安全面での必要性、県の河川改修の計画を踏まえまして検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、防災拠点となる学校への非常用電源の設置について、①災害時の防災拠点となる避難所に指定されている町立の小・中学校への非常用電源となる自家発電装置を校内に設置することについての御質問でございます。

町内には26カ所の指定避難所があり、小・中学校7校も避難所に指定されております。現在のどの学校にも自家発電装置の設置はございませんが、建設中の上里中学校においては、30キロワットの太陽光発電システムを整備いたします。発電量につきましては、1日当たり10時間、7教室の蛍光灯を点灯させることのできる電気量でございます。災害時には、避難所の運営電力として、非常用コンセント電源により利用することが可能となります。非常用コンセントの設置箇所は、職員室、保健室、給湯・事務室で、今後建設される体育館にも設置する予定でございます。

また、災害時の通信手段といたしましては、衛星電話の設置はございませんが、今年度、小・中学校を含む指定避難所26カ所に、移動型デジタル防災無線装置を整備いたしましたところでございます。充電式の無線機で、携帯電話と同様の操作で比較的簡単に扱えるものでございます。

防災備蓄倉庫につきましては、7校全てに設置済みであり、非常用食品、毛布等の備蓄をしております。また、全学校とも体育館等にはトイレはございませんが、全ての施設において、トイレは隣接しておりまして、災害時にも使用可能でございます。また、女性に配慮した空間の整備につきましては、プライベートスペースを確保し、ストレスを軽減できる方法を考えていかなければならないと思っております。

学校の避難所に対する町、教育委員会、学校等の役割分担についてでございますが、地域防災計画及び避難所運営マニュアルに記載されております避難所の開設は、町の災害対策本部が行うこととなっておりますが、状況に応じ、災害対策本部の指令で学校管理者が開設すること

もあります。そして避難所の運営は、避難者による自主的な運営組織を設置することになっておるところでございます。

防災備品倉庫のかぎにつきましては、現在、総務課で一元管理しておりますが、学校にも預けることを検討していきたいと思っております。今後、役場、各小学校行政区との連携につきましては、今年度改定を進めております上里町地域防災計画を周知し、地域の防災訓練などの際に、より一層情報を共有し合い、関係を深めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、5の学校給食における食物アレルギー対策について、①の学校給食における食物アレルギーによる事故を防ぐための対応と対策についての御質問ですが、昨年12月に調布市の児童が給食後に食物アレルギーにより死亡したことにつきましては、大変痛ましい事故であったと考えているところでございます。

学校給食は、児童・生徒の安全・安心を第一に考えなければならないものであり、本庄上里学校給食組合では、食物アレルギー対応給食基準等を定めて、その対応を行っておるところでございます。

詳細につきましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 新井實議員御質問の学校給食における食物アレルギー対策について、アレルギー原因食材を児童・生徒が誤って食べないようにする体制整備や給食提供の手順等の具体策は、今度どのような対応と対策で臨むのかとの御質問について答弁させていただきます。

まず、本庄上里学校給食組合では、食物アレルギー対応給食実施基準を定めております。保護者・学校・給食センターの3者が、児童・生徒のアレルギー疾患の状況、対応給食配膳方法、アレルギー症状発症時の体制について情報を共有するため、3者面談を実施し、対応するとともに、誤配・誤食等、事故が起こらないよう十分注意して調理を行っております。

学校では、年度当初に保護者向けにアレルギー疾患管理指導願を提出していただき、把握するとともに、職員研修を実施して共通理解を図っております。また配膳では、担任がアレルギー原因食材を誤って食べないように確認して配膳するとともに、該当児童・生徒の保護者には、給食センターからの献立表を配付して、注意喚起を促しております。

このように、給食センターや学校で対応や対策を講じても、児童・生徒が万が一誤食し、事故が発生することも考えておかなければなりません。そのため各学校では、危機管理、緊急時

の対応として、医療機関との連携、緊急時シミュレーションとその体制づくりが重要であると考えております。給食センターでも緊急時の対応マニュアル等が定められ、対策を講じているところであります。

今後、教育委員会としましては、各学校の危機管理や緊急対応体制を再確認し、食物アレルギー事故が起きないように指導していくとともに、給食センターとも連携を密にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） 関根町長さん、そして下山教育長さんには、大変詳細で御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

(1)の運転免許証を自主返納する高齢者への対応についての再質問をさせていただきます。

先ほど町長から、業者によっては、いろいろタクシーの割引券や、また商店によっては、値引きをしたりしているところも、だいぶあるというお話をさせていただきました。

上里町として今現在は、先ほども町長さんが話をさせていただきました福祉バス、去年から回る場所も6カ所増やして、大型店や、それから病院等々のところも止まるようにして、そういう施策を講じたと、そういうお話を答弁でしていただきましたけれども、私としては、福祉バスの巡回の止まる場所、停留所を増やすのもいいんですけれども、要するに足が悪かったり腰が悪かったりして、その停留所まで行けないような高齢者が、運転免許証を返納しても、そういう方が非常に多いので、私としては、町として例えばタクシー券の割引券だとか、それから前に私も何回か一般質問をしていると思いますけれども、福祉バスにかわるデマンドバスみたいな方法の、巡回ができるような方法等についても考えていただければと思いますが、そのことについて町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町内の巡回バスにつきましては、今日までいろいろと試行錯誤してまいりました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、いろいろ停留所の問題だとか、そういう問題を解決させていただいた中で、利用率も20%増加しているということで、大変利用している皆さんが増えてきたなということで、有難く思っておるところでございますけれども、先ほど新井議員がおっしゃいましたように、無料タクシー券だとか、そういうものにつきましては、障害者手帳を御持参いただいている方には、無料タクシー券等も発行しておるとこ

ろでございますけれども、なかなか停留所まで行けないという、そういう方について、今後検討していかななくてはならないかなというふうに思うわけでございますけれども、この町内巡回バスは、非常に停留所も身近な場所に設置しておるわけでございますので、それらも含めながら、今後、検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうも御答弁ありがとうございました。

続きまして、高崎線の踏切の改修等についての再質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁で、枕木については、JR東日本を通して、町として早急をお願いして下さると、そういう答弁をいただいて、ありがとうございます。

それと、私としては、町長も先ほどたまり場所というんですか、要するに踏切を、通学路で朝夕、北中学校や賀美小等に通学する生徒のたまり場所というんですか、空間を町のほうでも検討してくれるようなお話もしていただきましたけれども、私としては、なるべく、あそこは要するにイオンの東の通りの、北中へ入る通りの四ッ谷金久保線というんですか、あその踏切は、前から見れば随分広げていただいたんですが、まだやはり普通車が2台通ると、本当に自転車や歩行車が通るのに非常に窮屈等々ありますので、できれば待つところを一、二年以内に、北と南にどこか町で買い上げて、ぜひ早くお願いしたいと思うんですけれども、その辺のことについて、町長のお考えを改めてお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 待機場所を作って、自転車の皆さんや歩行者の皆さんを保護していくと、そういうことは非常にいいことであるなど、そういうふうに思っておるところでございすけれども、現状を見ると、踏切の中で待っている人、車が停止線のところで止まって待っていると、その前に自転車の皆さんや歩行者の皆さんが前へ出てしまう。そういうこともあって、いち早く渡りたいと、要はそういう心理が働くんだろうと思ひまして、避難場所を作って、車が通るまで果たして待ってられるかどうかということも考えられるわけでございますので、そういったことも、少し研究をしてみる必要があるのかなと、そういうふうにも思っております。

車がすれ違いするときに、歩行者や自転車が一緒に渡ると大変危険な場所であるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、我先にいち早くという、そういった、自転車の方も歩行者の方もそういう心理があるわけでございます。車が待っている前にほとんど歩行者の方なんか出てきてしまう。そういう状況もあるわけでございますから、果たしてどちら

のほうがいいのかなというふうな思いもするわけでございますけれども、これは少し研究をしてみたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

続きまして、(3)の老朽化した橋梁の安全対策についてと。先ほど町長の答弁でかなり、24年度に町の橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、5メートル以上の長さの橋が上里には43カ所あって、去年、一応、全部点検をしたと。そういう中で多少、私はさっき質問で指摘したように、鉄筋がちょっと出ていたり、ガードレールが曲がったり錆びたり、そういうところもある程度見ていただいて、今後の検討対象にさせていただけると、そういうことで、ありがとうございます。

一つ、先ほど一般質問の最後で言われましたように、神保原堤線ですか、元の群馬銀行のところの柿木橋ですか、いずれにせよあれば、御陣場川自体が一級河川で、管理は今、県が行っていると。そういう中で県のほうに、これから架け替えなり改修なり要望していきたいという答弁をいただきましたけれども、私としては、いずれにせよあの橋も30年以上たった、ある程度耐用年数を過ぎた、耐震性や耐久性等々について、材料的にも非常に疲れてきている橋ではないかなと思っており、また歩道橋等の歩道がなく、非常に朝と夕方のラッシュ時に高崎線の踏切のところからざっと、高崎線の南も北も自動車や通勤・通学の自転車・オートバイが並んでしまって、一時30分、40分、非常に混雑するところでありますので、とにかく私としては、あの柿木橋だけは、この五、六年以内に、ぜひ架け替えをお願いするような、歩道をつけて架け替えをしていただけるような方法を、ぜひまた県のほうと協議して、なるべく早い時期に架け替えを強力にお願いしたいと、そういう考えを持っておるんですけれども、その辺について、町長のお考えをまた再度お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） あの橋も、御陣場川の改修に沿ってやらせていただきたいというふうに思っておるところでございますけれども、御陣場川も上流のほうからずっと改修をさせていただいてきたわけでございますけれども、西原地域のあの橋も、1億数千万もかけて架け替えていただいたわけでございまして、ポケットパークのところまで改修は進んでおるわけでございます。それ以降も引き続き、河川改修を県でやっていただけるということでございますから、河川改修を行うときに、同時にその橋もやっていただくということをお願いをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、あその橋の架け替えにつきましては、通行止め等も視野に入れなければいけないと思うわけですが、御存じのとおりあれだけ通行量も多いわけですから、その辺の手法については、また県がやっていただけることであろうというふうに思いますけれども、ぜひ一日も早く危険な箇所の橋の架け替え等につきましては、やらせていただきたいというお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

また、町内の橋におきましては、上里町の橋梁長寿命化修繕計画というものの中で、計画的に改修をしていきたいと、そのように考えておるわけでございます。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） 町長の大変積極的な御発言、ありがとうございました。柿木橋については、ぜひ早くできるようによろしく願いしたいと思います。

続きまして、(4)の防災拠点となる学校への非常用電源の設置についてということで質問して、町長から、上里中学については建て替える中において、非常用電源を確保していくと、そういう性格の答弁をいただきましたんですが、他の残る学校について、今後、非常用電源の設置について、年次計画みたいのを町のほうで計画を立てて、随時やっていく考えがあるのでしょうか、その辺について、町長のほうから発言をよろしくお願いします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常用電源につきましては、巨額な費用がかかるわけですが、作ればまたメンテナンスも必要となってくるわけですから、今後の補助金等を含めて、有効な方法があれば、調査をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

現在、児玉郡市の状況をお話しさせていただきますと、本庄市、美里町、神川町とも、小・中学校には非常用電源装置については一つもないわけですが、新しい上里中学校のように太陽光発電システムは神川中学校が設置されておりますが、やはり蓄電装置がないため、太陽が出ている間だけが電源が利用できるということでございます。この蓄電装置を備えなければ、夜間等の利用はできないわけですが、この蓄電装置につきましても、非常に莫大な費用がかかるわけですから、なかなか難しいのではないかなというふうに考えるわけですが、補助金等でもいいものがあれば、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

それと、先ほど町長は答弁で、授乳や着替え等、女性などに配慮した空間の整備もまだないので、今後検討してくださるような答弁をいただきましたけれども、これについては、いつ地震は、今朝かな、何かちょっとまた震度2位のがこの辺にも、茨城県沖で震度4の地震があったそうなんですけれども、私もちょっと目が覚めたんですけれども、そういう中で、体育館等々に女性に対する配慮というんですか、授乳や着替え等々のことを考えますと、これは早急にやっぱり空間の配慮が必要かなと思うんですけれども、その辺の設置についての今後の対応について町長から再度答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、プライベートスペースを確保して、ストレス等の軽減に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

では、最後に(5)の学校給食における食物アレルギー対策について、下山教育長に再度御質問をさせていただきたいと思います。

私の一般質問の中で一応お話ししましたがけれども、東京都調布市の市立富士見台小学校で、去年12月、乳製品によるアレルギーのある5年生の女子児童が、給食後に死亡したということで、実はこの間、3月12日に市の教育委員会が設置した検証委員会が、結局その報告書を市に提出いたしました。その中で、チーズが入った韓国風のお好み焼のチヂミが原因と認定したと。それで学校側の対応に問題があったとする検証結果の談話を発表しております。要するにアナフィラキシーショックを起こしたことが、最大の原因であるということを断定したようであります。そして検証結果としては、どのメニューがアレルギー源を取り除いたものなのかを調査員が女子児童に明確に伝えていなかったことが1つ、それから2番目に、女子の児童の食べられないメニューの一覧表を担当が確認しなかったヒューマンエラーが一つ、それと担任の先生方がアレルギー反応を抑える、要するに子どもさんはエピペン注射というのを持っていたらしいんですけども、先生が聞いたら、それは打たなくてもいいとか何とか、本人はそう言ったらしいんですけれども、その辺のことが、担任の先生たちがアレルギー反応を抑えるエピペン注射をすぐ打たなかったことも、一つの亡くなる大きな原因だったと。

そういうことで、検証委員会としては、事前に当事者間で十分に、まず最初に情報共有ができていなかったと。それから教職員全員やクラスの児童にも情報を伝え、対応に取り組む提言

もちょっと足りなかったと。そして、とにかく情報共有が不十分だったことが一つ、それから校内研修の、先ほども下山教育長さんが答弁の中で言っておられたように、給食センターでも教育委員会でも学校でも、やっぱり国・県の指導を受けて、それなりの対応はしていることは、先ほどの答弁でもよくわかりました。

そういう中で、学校研修の成果が、今後、十分生かされるような方法、また危機意識が欠如したことについて、今後、上里町の教育委員会は、学校に対してその辺をどういうふうにして、この町で、またこの近辺では起こっていないけれども、こういうことがあった以上、文科省も県も非常に今回の問題は重大視して、国でも調査委員会を作ったり、県も、つい最近ですけれども、13日だったかな、県としてはやっぱり学校にマニュアルをまた、専門の、アレルギーだけに関するものを、教育委員会を通して各学校に配布して注意を促すと、そういうことを言っているようですが、その辺について、再発防止の具体策を、さっき言ったような危機管理、情報の共有等々を含めて、今後の町の教育委員会、学校に対する指導について、教育長の見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 再発防止の対応策をどうするのかということでございますけれども、先ほど言いましたように、各学校とも危機管理、それから緊急対応対策のマニュアルを持っております。それから学校給食センターからも、それぞれの情報は提供されております。これをどうやって教員に徹底させるかということでございますけれども、これはもう繰り返し繰り返し、折に触れて伝達していく。あるいは学校で、ある一定の時間の中で研修を再度積んでいただくとか、そういうようなことをやらない限り、これは無理なのではないかなというふうに思っています。

それと同時に、次に大切なのが、事故が起きてしまったときの初期対応だと思うんですね。これがきちっとできない、これを教員が共有をしていないと、一人の担任だけの問題ではなくて、全職員が共有しているということが、一番重要なのではないかなというふうに思っておりますので、その辺のところもあわせて、もう一度、研修体制を整えるよう指導してまいりたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうも大変細かい答弁、ありがとうございました。

最後に、今の事故対応についての初期対応と。一番大事な点がおろそかなことがあって、今回亡くなってしまったことが指摘されておりますので、この亡くなったお子さん自体はエピペ

ン注射を持っていたらしいんですけれども、その辺、かなり本庄上里学校給食センターの給食を食べているお子さんが、本当に本庄・上里にいるわけですね。その中でアレルギーの方も相当いると思うので、このエピペン注射等について、この間、NHKで午後7時半からやったあれだと、この注射は要するに医療法上、お医者さんでなくても、何かももにするらしいんですけども、できるようなお話をしたんですが、そういうことに対する対応ですか、そういうことも、学校には養護教員さんというんですか、そういう人もいると思うんですけれども、その辺の情報の共有と初期対応のあり方ですね、エピペン注射等々も含めて、その辺の対応は、教育長、どのように考えていらっしゃるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 今の件につきましても、医師法違反にならないというふうな新聞報道等もございました。これは学校には養護教員、必ず1人配置されているわけですが、養護教員1人ではとても賄い切れないであろうと。先ほど言いましたように、全職員がやはりこれが打てるような体制というか、そういう知識を持つことが、まず大事なのではないかなというふうに思います。これについては、多分まだそこまで研修が行き届いているかどうかというのは、私自身も疑問に思っておりますので、早急にその辺のところも校長会等を通じながら指導してまいりたいなというふうに思っております。

また、お医者さんからの助言等も必要になるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺のところも、校医の先生方と連携を密にして考えていかななくてはならないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

実はあとNHKですね、昨日でしたか、このアレルギーに対する免疫療法というんですか、それでアルファギャルセルという最新の医療分野の療法が脚光を浴びて、既に北海道大学の医学部でも臨床実験に入って、アメリカではもう今年から臨床実験に入って、日本でも5年後にはある程度実用化できるというような話もお聞きしました。ですので、こういう最先端の医療についても、我々は本当にずぶの素人で、初めて昨日お話を聞いたんですけれども、このアルファギャルセルという免疫療法、日本では北海道大学の医学部だとか、理化学研究所でも相当な研究は進んでいるそうですけれども、そういう新しい、i P Sの山中先生の分野もそうですけれども、そういうことの必要最小限の今後の学校給食とか、こういう問題に、もう相当医療のことも知識がないと対応できない部分が出てくると思いますので、その辺も少し、国や県、

市町村、各学校等も含めて、この地域はこの地域で少し勉強しておいていただきたいと思います。すが、その辺のことについても、教育長にお伺いしておきます。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 学校は、さまざまないろいろな課題を抱えております。子どもたちが抱える問題もございます。それについて、いろいろな問題が起こりますと、今のアレルギー問題につきましても、厚生労働省から県を通じて、厚生労働省が発した文書等が私のところへも届いております。これらをやはりいち早く情報提供することではないかなというふうに思っております。先ほどの免疫療法につきましても、国の動向等、厚生労働省からの情報等もいち早く周知しながら、学校のほう、あるいは保護者の皆さん方に伝えられるような方策は考えなくてはならないというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうもありがとうございました。これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋正行君） 8番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午後1時30分再開

○議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番山下博一でございます。

議長から許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問に入らせていただきます。

今回、私の一般質問テーマは、次の4点でございます。

1、上里東小学校のプレハブ校舎等について、2、放課後児童クラブについて、3、保育所の受け入れについて、4、人材バンクについてであります。

まず、1、上里東小学校のプレハブ校舎等について伺います。

①プレハブ校舎の耐用年数等について伺います。

まず、上里東小学校の校舎の歴史に触れてみたいと思います。

上里東小学校は、昭和51年3月に本校舎を竣工し、その翌月、4月に開校いたしました。その後、児童数の増加に伴い、増築を重ね、昭和56年2月、西校舎6教室を増築しています。また6年後の昭和62年3月、東校舎5教室、給食コンテナ室を増築完成させています。

なお、上里東小のプレハブ校舎棟は、平成5年3月、特別教室棟として完成しています。したがって、この幹線道路側に面したプレハブ校舎の特別教室棟は、耐用年数の20年を経過することになります。

通常、プレハブの耐用年数は、材質（木質系か鉄骨系かコンクリート系か）によってかなり違いますが、減価償却で20年と決まっています。プレハブは簡単な鉄板や鉄製の杭ボルト等、ほとんど鉄類のものでできています。普通15年から20年位プレハブの耐用年数はあると考えられていますが、塗装などの手入れの仕方によっては、それ以上もたせることができます。まずは風雨により細い針金の部分から錆びてくる場合がほとんどですが、錆び止めなどをしっかりしたり、その部分だけ取り替えたりすれば問題ありませんが、しかしながら、上里東小プレハブ校舎は、なぜ20年もの間、このプレハブ校舎のままできたのでしょうか、お考えを伺います。

また、プレハブの特別教室棟は、図書室、図工室、第二音楽室等に使われていますが、現状の校舎設備について、プレハブ校舎の耐用年数について、いかがお考えか伺います。

上里東小は、今年4月に児童数の増加でクラスが25クラスから26クラスに増えることになっています。本校舎の教室も、手狭の感はぬぐえない状況であります。上里東小は相次ぐ児童数の増加で、継ぎ足し継ぎ足しできましたが、学ぶ環境としては少し問題があるように思いますが、プレハブ校舎の解消も考えているのか、将来計画について、町長及び教育長にお考えを伺います。

次に、2、放課後児童クラブについてであります。

①放課後児童クラブの受け入れ状況について伺います。

この放課後児童クラブの事業の目的については、小学校及び特別支援学校小学部に就学している児童の保護者が、労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休み、あるいは土曜日等の学校休業日、放課後児童クラブにおいて、家庭にかわる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、仕事と子育ての両立支援を図る事業であるとしています。

実施に当たっては、各市町村が責任を持って事業の推進を図るとともに、事業を推進していく上では、保護者の参画を図ることも重要であるとしています。

児童福祉法第6条の3第2項、第21条の10、児童福祉法施行令第1条の2で、対象児童については、次のとおり定めています。

対象児童は、小学1年生から6年生までとし、1年生から3年生までの受け入れを優先としつつ、高学年の受け入れを積極的に行い、また異なった年齢の児童交流を行うことにより、子どもたち同士での自立心や協調性などが生まれることが期待されています。

公立小学校以外の児童等についても受け入れ対象とするなど、児童は各市町村内に在住、または在学のいずれかを満たす場合には、対象としています。保護者の疾病等により昼間の保護を必要とする場合や、保護者以外の同居人（祖父母など）ですね、が在宅の児童も対象としています。

定員の弾力化についても、定員を超えた申し込みがあり、定員超過保育を実施する場合は、施設の規模や指導員による指導に支障がない場合は、弾力的な受け入れができるものとしていますが、継続的に定員を超える場合や、将来の入室予定が増える見込みの場合は、定員の見直しを図るなどの措置をとることが望ましいとしています。

町全体の状況をお聞きしたところでは、特に上里東児童館では、定員が60人の受け入れに対して、応募者が86人あったとお聞きしています。本来であれば希望者全員を受け入れていただくのがあるべき姿ではないかと思いますが、設備の関係もあることから、やむなく厳正な審査基準に基づき審査を実施し、その選考結果を御両親に連絡している状況のようです。民間の放課後児童クラブに入館するには、経済的負担の大きさや設備面でも十分でない面があります。このような放課後児童クラブの受け入れ状況について、町長の見解をお伺いいたします。

次に、3、保育所の受け入れについてであります。

①3歳未満のお子さんを保育所に入れたいが、保育所の受け入れ体制について伺います。

上里町は、平成22年3月に上里町次世代育成支援行動計画後期計画を策定しました。その表紙には、「地域も子育て親育ち、安心して子育てができる町 かみさと」と大変すばらしいスローガンが記載されています。

上里町の次世代育成支援に対する、子どもの家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示す姿勢として、努力の成果であると感じております。

さて、今年2月21日の日経新聞社説欄では、「幼児教育の無償化より保育所整備を急げ」という記事がありました。「国の基準を満たす認可保育所に入れない待機児童が全国で2万5,000人に上り、その8割超はゼロ歳から2歳児という現実には、もっと目を向けるべきだ」と指摘しています。「子育て支援で急がなければならないのは、子どもが安全に過ごせる施設を整備し、子どもを預けられずに働けない親、特に母親の就労を促すことであります。女性の社会進出が進んだことに加え、家計を支えるためにパートで働く女性が増えている現状でもあります」と述べています。

また、3月1日付の朝日新聞社説欄でも、「保育所不足、切実な声を受け止めよ」と書かれ

たこの記事は、「働きたい、働かざるを得ない、なのに子どもを預ける先がない、そんな事態に母親たちが怒りの行動に出始めた。東京都杉並区では、認可保育所への入所に向け希望者が殺到」。選考に漏れた母親60人が、行政不服審査法に基づき、区に異議を申し立てた動きであります。ゼロ歳児のうちに4月から保育所に預けておかないと、1歳児になると、ますます狭き門になると言われております。「育休中でも所得が保障され、いつ復職しても良質な保育所にすんなり入れるように尽力してもらいたい」と締めくくっています。

また、同じ朝日新聞2月14日付の記事では、埼玉県は新年度子育て支援関係予算として、待機児童対策に69億5,800万円を計上しているとしております。待機児童解消のため、受け入れ枠を4,000人分増やし、認可保育所、企業内保育所の設置を進め、新たに新築マンション内に設ける保育施設等を助成するとしています。また、保育士の人材確保に予算をつぎ込む姿勢も明確に示しており、保育士資格を持ちながら、保育所に勤務していない潜在保育士の就職などを支援する保育士・保育所支援センターの設置、家庭保育室などの保育従事者の保育士資格取得支援、保育士の処遇改善などを実施し、子どもを安心して育てることができる体制を整備するとしています。県は、このような保育士の人材確保をするための予算として10億2,700万円を計上し、その中でも特に保育士の処遇改善として、私立保育所に勤務する保育士などの処遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設等の改善費を基礎に、加算措置を実施するとしています。

上里町は、待機児童まではいかないものの、民間保育所の保育士の不足で、3歳児未満の児童の受け入れの枠が十分とれないため、1日置きしか保育所に通えない、すなわち一時保育の児童がいます。

この3歳未満のお子さんを保育所に入れたいが、1日置き保育所の受け入れでは、働きたい母親が働けないことについて、また、民間保育所等の保育士不足を解消するための待遇改善や人材確保について、すなわち保育所の受け入れ体制について、町長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

4、人材バンクについて。

①地域の財産になる、またいつ襲うともしれない災害に備えるため、社会の共有財産としての人材バンクについて伺います。

東日本大震災が発生して、この3月11日で丸2年が経ちました。震災発生当日に映し出された映像は、まだまだ頭の中に鮮明に映し出されてきます。

上里町も震災の影響で、東京電力の計画停電で真っ暗闇の中、地震の余震で怖い思いをしたのは私だけではないでしょう。今さらながら、日常生活にパニック的なガソリン買いに走ったり、あの計画停電は何だったんだろうか、原発事故の影響が日本の社会にどんな問題提起をし

たか、2万人もの尊い命を無駄にしないためにも、もう一度検証してみる必要があると感じております。

昨年12月30日付の朝日新聞の記事で、「災害支援で延べ116万人、東日本大震災でボランティアに赴いた人の数であります。これは各地の窓口を経た人だけで、実際にはもっといるでしょう。瓦れきを運ぶような力仕事だけでなく、産業復興や情報発信、ノウハウの要る分野で活躍する長期ボランティアも多い。いつどこを襲うともしれない大災害に備え、そうした人たちの人材バンクをつくれませんか」と問うています。NPOや社協の人だけでなく、個人ボランティアを含む幅広いネットワークを新たに作ってはどうか。社会の共有財産になるだろうと思いますが、いかがでしょうか。

また、埼玉県では、埼玉県防火防災指導者人材バンクをつくっています。これは防火・防災に関する優れた知識や技術、経験を持った消防職員、消防団員、防火関係者及びこれらを退職した人などに防火防災指導者として登録していただき、防災訓練や講習会などに指導者や講師として紹介する制度であります。地域の自主防災組織や企業など、防災に関する知識や技術を学びたいと考えている皆さんに指導者を紹介し、地域防災力の向上を目指していきますとしています。こういった人材バンク、すなわち上里版人材の登録制度の創設について、町長の見解をお伺いします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 山下議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、上里東小学校のプレハブ校舎について、①のプレハブ校舎の耐用年数についてでございます。

上里東小学校につきましては、地域の特性として、住宅等の開発により人口増加が顕著でありました。過去、児童数の増加に伴い、普通教室棟の2度のわたる増築や給食コンテナ室設置、5年後には特別教室棟の増築をしてきました。その後、児童数については落ちついてまいりましたが、僅かながら増加傾向にありました。平成4年当時につきましては、児童数の増加が続いておりましたことから、また増築が必要となるのではないかなどの予想もあり、敷地利用や校舎建物の配置も考えて、特別教室棟をプレハブ造りとして設置したのではないかと考えております。その後、児童数の増加傾向が落ちつき、現在に至っておるところでございます。

法定耐用年数につきましては、軽量鉄骨系プレハブで骨格材の肉厚が3ミリ以下のものから肉厚4ミリ以上のものにより、耐用年数は19年から34年までとなっております。耐用年数イコ

ール使用期限ではありませんが、一つの目安として考え、必要な補修は行ってまいりたいと考えております。

このままプレハブ造りを長期間使用していることが、好ましいことであるとは思っておりませんが、現在、最優先課題として上里中学校の改築事業、小学校体育館の改修工事などの耐震化事業に取り組んでおるところでございます。さらに、熱中症対策などの観点から、健康維持と安全と安心で学べる教育環境の整備として、小・中学校の空調設備設置も考えております。児童数の増減と今後の推移や35人学級への移行時期などにより、上里東小学校全体の将来構想として、上里東小学校の教育環境整備については、今後の優先課題として検討をさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

次に、2番の放課後児童クラブについて、①の放課後児童クラブの受け入れ状況についての御質問をいただいたわけでございます。

初めに、平成25年度、上里町放課後児童クラブの入所選考の推移を御説明いたします。

現在、上里町には、各小学校区域に5カ所の児童館を設置し、その中において放課後児童クラブを運営しております。児童館は児童に健全な遊びを与え、その健康の増進を図り、情操を豊かにすることを目的としておるわけでございます。放課後児童クラブに関しましては、上里町放課後児童健全育成事業に関する条例に基づいて、実施・運営をしておるところでございます。

児童クラブの対象児童につきましては、上里町立小学校の第1学年から第3学年までの在学する児童であって、両親、又はこれらに代わるものが、就労等により下校後、家庭にないものとする。ただし、低学年以外の就学児童であっても、町長が必要と認めるときは、対象児童としておるところでございます。

各放課後児童クラブの平成25年度の募集人員に関しましては、七本木・長幡・神保原児童館は40名、上里東・賀美児童館は60名となっております。今年度申請数は七本木が41名、上里東が86名、長幡が36名、神保原が33名、賀美が56名の申請がありました。これにより、平成25年2月19日に上里町放課後児童クラブ入所選考委員会において適正なる審査を行い、そこで放課後児童クラブ入室基準指数による高い基準点の児童より、各児童館において入所許可決定を行っておるわけでございます。それにより、募集を超えて申請があった七本木1名、上里東26名の保留という形をとらざるを得ませんでした。

現在の東児童館の児童クラブ内の児童の必要面積により、60名以上の児童数は、児童の安全確保から見ても難しいものがあるわけでございます。1名当たり1.65平方メートル以上の広さを確保するという規定がございます。その結果、平成25年度放課後児童クラブの4月1日の受け入れ状況は、七本木40名、上里東60名、長幡36名、神保原が33名、賀美が55名となっております。

ます。

放課後児童クラブは、保護者の就労状況により自宅保育が可能になった場合には、児童クラブ退所児童となり、その都度、保留児童の中より追加入所を決定しておるところでございます。

今年度、上里東児童館放課後児童クラブには、26名という保留児童がありますが、現在、上里東小区域の民間の学童保育所げんきクラブが経営しており、また上里東小学校の放課後子ども教室等（のびっ子教室）が開設しております。保留児童の受け入れが可能かと考えております。

また、平成24年度におきましては、5館の中で上里町東児童館のみ年度当初、18名の待機児童、保留児童がいたわけでございますけれども、8月末までに多くの退所児童や入所辞退等があり、待機がゼロという状況になっておったわけでございます。

以上のように、現状では東児童館の定員を増やすことは難しい状況ですので、先ほど申し上げました民間の学童保育所と、生涯学習課で行ってございました、のびっ子教室の利用も含め、今後どのようにしたら保留児童の受け入れができるか検討をしてみたい、このように考えておるところでございます。

次に、3番の保育所の受け入れについて、1番の3歳未満のお子さんを保育所に入れたいが、保育所の受け入れ体制についての御質問でございますが、全国的な少子化が進む中、本町の保育ニーズ、就労形態の多様化等により、低年齢児童の入所希望、延長保育及び年度途中入所を希望する保護者が増えており、今後もこうした保育需要は増加するものと予想されておるところでございます。

平成24年4月の待機児童はおりませんが、平成24年4月現在の入所は、国の入所緩和基準を適用し、町内6園に合計612人を委託し、充足率は105%でございますが、3月現在では国の入所緩和基準を適用し、町内6園に合計663人を委託し、充足率は116%でございます。保育所施設のスペースも限りがございますが、施設の面積の関係と入所緩和基準を含めましても、途中の段階で入所待ちが発生いたしましても、保護者の方には不便をおかけする結果になってしまいましたが、一時預かりや家庭保育室などの利用をお願いしておるところでございます。

また、保育士の人数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上、満3歳未満の乳幼児6人につき1人以上、満3歳の幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上となっております。町内の各保育園の規模による保育士の人数については、円滑に運営できるよう配慮しており、保育士数も基準を満たしておるところでございます。

また、保育士の処遇改善といたしましては、民間保育所職員処遇費として毎年補助を行っておるところでございます。上里町におきましても、平成25年4月入所時現在で待機児童はおりませんが、年度の途中で出産、転入、就職等により保育が必要となった場合には、保育所入所

の円滑化により対応しておるところでございます。

県では、山下議員が述べておられたとおり、平成25年度新規事業として、人材確保対策の推進として、保育士の人材確保を目的に、保育士資格を持ちながら保育所に勤務していない潜在保育士の就職を支援する保育士保育所センターの設置、私立保育所に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設給与改善費を基礎に、加算措置を実施するとしておるところでございます。保育士の処遇改善や人材の確保は、子育て支援事業を進める上で重要であると考えますので、県で実施するこの事業について、上里町で受けられる事業等があれば、検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、人材バンクについて、地域社会の財産になる、またいつ襲うともしれない災害に備えるため、社会の共有財産としての人材についての御質問をいただいたわけでございます。

東日本大震災では、全国各地からの多くのボランティアやNPOが被災地に駆けつけ、避難所で炊き出しや瓦れきの撤去、民家の泥かき等の復旧・復興支援が行われました。ボランティアやNPOなどの重要性を改めて感じ、自助・公助に加えて、ともに助け合う共助の重要性を認識したところでございます。

また、長期的なボランティア活動の参加者には、専門的な知識や経験を有する方もおり、被災地で能力を発揮して活躍されておるようでございます。心のケア、乳児保育、介護、手話通訳、外国語通訳・通信、建物判定など、災害時には広い分野で専門的な知識や経験を結集する必要があります。必要となる人員もあらかじめ人材バンクに登録しておくことは、大変意義あることだと思っております。

埼玉県防災指導者や人材バンクは、先ほど議員のほうからもお話がございましたが、公益財団法人埼玉県消防協会が作っている制度で、防火・防災に関する優れた知識や経験を持つ方が、技能を持った消防職員・団員、そのOBなど、現在48名が登録をされております。地域防災協力の向上を図ることを目的として、日常の地域の防災組織の講習会や防災訓練に指導者として、これらの方が派遣をされておるわけでございます。

ほかに埼玉県危機管理課が所管となる防災ボランティア登録制度もあります。こちらは活動を指示する制度ではありませんが、災害ボランティア活動を行う意欲のある方を登録し、情報提供をサポートし、いざというときに本人が自主的に判断して活動する際の連絡窓口となるものでございます。

町といたしましても、人材バンクをはじめとする災害ボランティアに関するさまざまな制度の先進事例を、今後研究していきたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 2番山下でございます。

町長から懇切丁寧な御答弁、ありがとうございました。

○議長（高橋正行君） ちょっと待って、済みません、失礼しました。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 山下議員の上里東小学校プレハブ校舎についてのうちのプレハブ校舎の耐用年数等についての私に対する質問にお答え申し上げます。

上里東小学校では、特別教室として音楽室・図書室・図工室が使用されております一部プレハブ校舎がございます。建築後20年を経過するということでもあります。

プレハブの特別教室棟については、普通教室と比べ使用頻度は低いものの、授業を受ける環境として好ましいとは思っておりませんが、現状ではやむを得ないと思っております。

今後、児童数の増減等、推移を見極め、児童がより学習しやすい環境を整えるため、施設の利用や配置等について検討する必要があると思っております。

以上です。

○議長（高橋正行君） 大変失礼いたしました。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 2番山下でございます。

町長、教育長から大変丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず1番目に、上里東小のプレハブ校舎等について再質問させていただきます。

町長からも、このプレハブ校舎については、軽量鉄骨でできているということでもあります。補修をしていただくという答弁もいただいております。

一般的に学校等は避難場所となったりして、やはり安全な場所であるという、地域で一番安全なところであるということがあるかと思えます。このプレハブ校舎も、一昨年の東日本大震災で基礎に少しひびが入って、壁のくぎが浮いてきたり、実際見てみると、何らかの手を加えないと、このままでは学校としての安全性は保たれないのではないかと、そんな気がしております。

それで、このプレハブ校舎について、通常の民家とは違って、たくさんの児童が集まっているわけですが、実際、災害等があった場合に、また地震等があった場合に、このプレハブ校舎で十分安全は守られるのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） プレハブ造りの特別教室棟につきましては、建築基準、消防法の基準も満たしておることから、安全であると思っておりますが、床材だとか壁材、天井材など軽量ベニアなどの材料も多量に使っておるところでございますので、損傷や消耗などの老化等については注意をしながら、維持修繕等については、補修工事も実施してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、全体的な東小学校の校舎等につきましては、平成21年度に耐震補強工事も終了しておりますわけでございますので、建物に附属する消防設備関係につきましても、消防法に適合しております建物でございますので、そちらも安全であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 見たところ、やはり補修しないとたないような気がしますので、ぜひその辺は、今後の検討としてよろしくお願いしたいと思います。

それで、東小は御存じのとおり上里町一番のマンモス校でありまして、将来についても児童数が増えるか、または現状維持とお聞きしておりまして、プレハブ校舎の運用だけではなくて、先ほど町長の答弁もありましたように、増築した西校舎についても、児童が歩きにくい構造になっていたり段差があります。また町長が言ったように、各教室もかなり狭い。35人学級ということですが、保護者の授業参観では、保護者が教室に入れない状況であると思います。

上里中学校の耐震化工事の後、各小学校の体育館の耐震化等、町としては教育に関する課題はあるかと思いますが、東小の校舎全体の再構築、すなわち上里東小のマスタープランを検討されたらと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 上里東小学校マスタープランを検討したらいかがかという御質問でございますけれども、児童のよりよい学習環境、あるいは施設利用のあり方については、将来の児童数の増減等の見込みを考えながら、基本にしながら、将来計画を立てる必要があるというふうに考えております。今後検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 次に、放課後児童クラブについて再質問させていただきます。

今回、先ほどの町長の答弁では、七本木小で1名、それから東小で26名、計27名が実際、公的な放課後児童クラブに入所できなかったということがありました。それで受け入れられなかった児童、また保護者に対して、町はどんなフォローなり対応を考えているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、あの地域には民間保育所、のびっこクラブ、それに東小区で今、先ほども答弁は申し上げましたけれども、のびっ子教室等もあるわけございまして、そういうところでも受け入れができるのではないかなというふうに思っておるところでございます。これらは根本的な解決にはならないわけでございますから、今後この辺のところは検討をしていかなくはいけないと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 答弁ありがとうございました。

それで、今回の受け入れられなかった実態について、民間の放課後児童クラブがあるということで町長から答弁いただきました。実際、公的な町が運営する放課後児童クラブのいろいろな児童が入るについての費用等、民間の放課後児童クラブ、かなり個人の負担が多いように伺っています。私が聞いたところによると、1万3,000円から1万5,000円、場合によってはそんなような、民間だとそのぐらいになるということで、かなり公的な部分と民間では差があるようにお伺いしていますが、その辺の実態はいかがなんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 民間の保育所と公営の保育所では、確かにそういった差があるとは思いますが、民間はそれなりに対応もたくさんやっただいておると、そういうふうに理解しておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 実際、民間へ伺ってみますと、例えば、げんきクラブさんについては、平常的には放課後児童クラブ、児童は10人ちょっとくらいで、本庄市のほうへどうしても両親の関係でお世話になっているということがあります。それで夏休みになると急激に、長期の夏休み休暇なので40名位になるそうです。指導員もそんなに余裕がなくて、トイレも一つしか

くて、その40名の受け入れというのは非常に厳しいというお声がありました。この辺の実態を一度把握してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 民間の児童クラブの状況でございますけれども、風の子クラブが40名の定員でございます、25年の4月1日の入所予定者が36名でございます。ちびっこクラブの定員が40名で、ここもやはり36名でございます。げんきクラブが30名の定員のところでございますけれども、28名という実態の調査はしておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 平常的に28名という、例えば、げんきクラブについてなんですが、実際は経営的に見ると10人前後、それで夏休みなりそういう長期休暇になると急激に増えるということで、民間のアパートを借りてやっているということで、結構負担も大きいということを話されていました。今後、子どもの育成という考え方からすれば、少し光を当ててやる必要があるかなと思います。放課後児童クラブについては、結構です。

次に、保育所の受け入れについて再質問させていただきます。

保育所の受け入れについては、先ほど町長も御答弁いただきましたが、保育士の待遇改善等については、多分考えていただいているのかなと思います。私が調べたあれでは、パートの時給が820円から大体900円以下で、普通の働くパートさんと同じぐらいの時給率かなと思っています。ちょっと私の調査で、間違っていれば御指摘いただきたいのですが、そういう数字かなと思っています。

それで、保育士さんについては、やはり国家試験を通過して、ゼロ歳から3歳児を扱うとなると、非常に責任が重くなる。本当はかなり負担があるかなと思います。こういったところをできれば、県もそういう保育士の改善ということをうたっていますので、そういったところを強化していただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町も毎年、保育士さんの改善補助は出しております。しかしながら、今度、県でそういった予算をたくさんとっていただいておりますので、ございますれば、町もそれに該当する部分については検討していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君）　ありがとうございます。町長から前向きな御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

それから、保育所の入所状況ということで、これは平成23年度の決算資料の中に出てきた数字なんですが、ゼロ歳児を見ますと、年度の後半10月から3月まで、年度全体では138名なんですが、10月から翌年の3月までということで、これは70%位、年度の途中で入所ということがなされています。実際その保育園の園長先生に聞くと、育休等があつて途中で、その誕生日月の関係で、年度当初から世話することなくて、ゼロ歳児・1歳児等は年度の途中から入園希望が出てくるという実態があると聞いています。そのために保育士さんを、潤沢とまで言わなくても、余裕を持って確保するのは、非常に経営的に厳しいというところがあります。こういったところは、一応、保育所の入所枠、町長が先ほど言っていました105%、そんなようなところで、あらかじめ保育士さんを少し、待遇改善を含めて、余裕を持って、保育所への入所円滑化対策実施要領、こういうのもございますので、少しそういったところを補助的な形でできないかどうか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋正行君）　町長。

〔町長　関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君）　確かに年度途中から入る希望の方もたくさんあるようでございますけれども、根本的にそれを解決するというのは、なかなか難しいのではないかなと。現状では難しいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君）　2番山下博一議員。

〔2番　山下博一君発言〕

○2番（山下博一君）　同じく保育所の受け入れについて、保育所は設置スペースが、一応1人当たりの平米数が決められております。保育室だけではなくて、ある保育園の側から、例えば設置スペースもできるだけ柔軟に対応していただけないかというのがあります。具体的にはホールのスペース等も入れて、保育児童の受け入れ枠をできるだけ考慮していただけないかということを、町のある保育園長さんから伺っております。この件について、いかがでしょうか。

○議長（高橋正行君）　町長。

〔町長　関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君）　これも児童福祉法の最低の基準があるわけでございまして、埼玉県においては、保育室の面積については、ゼロ歳児と1歳児の1人当たりの面積が3.3平米以上、2歳児は1人当たり1.98平米以上の確保が必要だと、そういうふうに言われておるわけでございます。国や県の基準にあります最低基準を下回りますと、安全性の確保が保てないことになりますので、弾力的にはこの規制の見直しは無理であると、そういうふうに思われるところで

ございます。また、ホール等のスペースも計算に入れていただきたいと、ただいま山下議員のお話にもございましたけれども、そのホール等も毎日保育室として使用している場合は面積に入れることができるようでございますけれども、おのこのケースによって変わる場合もあるわけでございますので、国や県の基準と照らし合わせながら検討が必要ではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） どうも答弁ありがとうございます。いろいろな国や県の規制等があって、なかなか柔軟な運用ができないというのはあるかと思いますが、現実現場で抱えている問題を、何とかしてやりたいというのがあります。大切なお子さんを預かってやっているわけですので、町としても、この辺に少し目を、今までも目を向けているかと思いますが、こういった問題についても、積極的にやっていただければありがたいと思います。

それで、四日市のように、一つは乳幼児、それからゼロ歳児に対しての特別な補助枠を、市単独、または国・県のところから入れている市町村もあります。乳児保育促進事業費補助金、それから一時保育促進事業費補助金、こういったところを、一時保育という形にはなっていますが、実際は毎日通わせたいんだけれども、やむなく一時保育に預けているということで、国・県もこういった補助枠を、潤沢とまで言わなくても、今後やっていこうというところがありますし、四日市市の場合には、市単独で助成金を出しているというところがございます。ですので、町単独でこういった強化する策があるかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 特別保育事業のことでございますけれども、延長保育や一時担当保育士の雇用補助金だとか、そういうのもやっておりまして、一時担当保育士につきましては、1歳児から6歳児につき、1人の基準でございますけれども、これを1歳児から4歳児につき1人の割合で加配をすることにより、1歳児の心身発達の特性を生かした保育の実施を図っておるわけでございます。

乳児の途中の入所促進につきましても、未充足乳児数は4月から6月まで31人をやっておるところでございます。一時預かり事業といたしましては、保護者の疾病・入院・災害・事故、そういった方におかれましては、一時的に保育の必要な児童につきましては、保育所で保育を行う事業等もやっておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） どうも答弁ありがとうございます。

次に、人材バンクについて伺いいたします。

今回、社会の共有財産としての人材バンクということで、震災が発生したときに、必要な人なり、知識や技術を持った人を集めて、その対応に当たるということで、共有財産という形で進めていただければありがたいと思います。

また、この人材バンクについても、私どもも会社を定年後、いろいろなボランティアをやっている方もたくさんいらっしゃいます。そういった知見を持たれている方々が、地域のためにボランティア等を含めて活動するということは、大変、町としてもいいのではないかと考えております。

この人材バンクについても、防災活動を支援するためだけではなくて、我孫子市では市民活動サポート委員会なるもので、さまざまな知識や技能を持った市民の方々に、人材バンクに登録していただいて、市民活動団体、市民から相談や講師依頼があった際に対応していただくシステム、制度を創設しております。市民活動の支援のいろいろな分野、例えば、市民活動の支援、それから学習や教育、福祉、生活、医療、健康、環境、スポーツ、あらゆる分野ですね、音楽、芸術文化等の講師や指導などをしてくれる人を探して、ぜひ町の中で、社会の共有財産という形で呼びかけて、あらゆる分野の人材を広く登録して、町民活動に役立てていただければありがたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 山下議員から御紹介をいただきました我孫子市の人材バンクのように、災害以外における分野においても、住民の指導者となり得る方々の登録をしておけば、住民や町内団体から相談や講師の依頼があったときに、対応できるのかと考えておるわけでございます。教育、福祉、健康、スポーツ、芸術などさまざまな分野がございしますが、防災ボランティアの事例で実感したように、知識や経験、技術といったものは共有し合い、また伝えていくことが大切だと感じておるわけでございます。人材バンクをはじめとする人材の登録制度というものも、広く今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 町長、教育長に大変懇切丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時40分再開

○議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。
通告順に従い、一般質問をいたします。

今回の質問は、1、町民生活について、2、就学援助制度について、3、障害者控除について、4、学校における体罰・いじめについての4点です。

それでは、順にお伺いいたします。

1、町民生活について。

関根町長の施政方針は、安心・安全な町、活力に満ちた町づくりに力を入れているようです。安心で安全な町づくりに異論を唱える者はいないと思います。教育施設については、2013年度で耐震改修が終了し、公共施設についても、公共施設アセットマネジメント計画策定をしていくということになりました。また、個人住宅に対しても、昭和56年5月31日以前の建物に対する耐震診断・改修のための補助制度が、県内では遅れながらも、今年度、2013年度からスタートできることは、我が党としても進言してきたことであり、確かに安全な町づくりの基本が整いつつあると思います。

しかし、町民にとって安心・安全な町とは、建物や道路などの環境面だけではなく、さまざまな条件を持った町民が、安心して暮らせる町になっているかどうかが重要になっています。特に近年は、所得が激変したり雇用が不安定だったり、高齢者だけの世帯も増えています。町民生活の厳しさを数字で示すために、私は10年前の2003年、平成15年と2012年、平成24年の比較をしてみました。

2003年、10年前の町の総所得額は406億6,986万8,440円から、2012年は383億5,171万9,113円で23億1,114万9,327円減っています。1人当たりの所得額にすると、251万6,856円から222万5,312円で29万1,544円減ったことになります。一方で、1人当たりの町民税は、7万2,852円から8万9,883円で1万7,031円増額になっています。

2012年度の所得別状況で述べますと、所得ゼロの方が町民全体の26.88%、98万までの方が21.01%、98万から200万の方が20.14%であり、町民全体の68.03%が、所得200万円以下とい

うことになります。

10年間にわたり落ち込んできた所得に対し、増え続けてきた税金は、大きな負担になってきています。こういうときだからこそ、町独自の町民を思いやった施策が必要になっていると思います。

そこで、①町長が考えるいわゆる安心・安全な町づくりについて。

②所得は減少し、負担は増えている現状についての見解をお聞きしたいというふうに思います。

2、就学援助制度について。

①周知内容について、②給付申請手続について、③給付内容について、あわせてお聞きいたします。

文部科学省が調査を開始した1995年度、平成8年度は、約76万6,000人だった就学援助受給者が、2011年度には156万7,800人を上回り、児童・生徒に占める割合は、過去最高の16%になっています。

文科省は、景気低迷に加え、東日本大震災の影響を受けた連鎖倒産などが、被災地以外にも広がったためではないかとしています。2011年度の都道府県別では、大阪が27%と最も高く、山口25%、高知24%と続いています。そして静岡、栃木、群馬がいずれも6%と最も低くなっているところです。埼玉県は12.5%と全国平均よりも低い位置にあります。2012年3月調べでは、埼玉県の平均は11.92%であり、上里町は10.38%でした。上里町でも就学援助受給者は、全国同様に年々増加傾向にあります。

この制度は、子どもの学びを保障するための制度です。経済的理由で就学困難な児童・生徒に対し、憲法26条や学校教育法19条に基づいて、市町村が援助することになっております。部活動を経済的な理由で選び、やりたいことを我慢するなど、つらい思いをすることがないように、周知の徹底をしていくことが市町村には求められています。

町では、毎年、新入学児童に対して、就学援助制度のお知らせを配布してきていると思います。しかし、保護者の不安定雇用が広がっている中で、年に1回は全児童・生徒に配布することが必要と考えます。

また、配布資料についても、どれぐらいの所得の世帯が該当するのかがわかるような、具体的なモデルを示すような資料にする必要があると考えます。

準要保護の認定基準については、市町村が決めることになっており、上里町では児玉郡市内で歩調を合わせ、生活保護世帯の1.3倍としています。しかし、これだけではわかりませんので、保護者が判断できるように、給付内容や認定基準、収入や所得の目安を示した資料での周知を図ることについて伺いたいというふうに思います。

本来、義務教育は無償とされていますが、学級費、修学旅行積立費、教材費等、さまざまな保護者負担がかかります。2010年度の文科省調査では、学校教育費と学校給食費の合計が公立小学校では9万7,000円、中学校では16万7,000円となっています。上里町内の学校教育費の平均はどのくらいになっていますか、お尋ねします。

また、給付内容であります、上里町では学用品等校外活動費、新入学用費と修学旅行費、給食費、医療費であります。2005年に三位一体改革と称して、準要保護に対する国庫補助が廃止され、一般財源化されましたが、一方で2010年度から部活動費、生徒会費、PTA会費も就学援助の項目に追加されています。認定基準同様に、給付内容も市町村で決めることになっていますので、国庫補助以外に眼鏡の補助など、独自の措置をしている自治体もあります。給付の追加や給付の上乗せについての考えを伺います。

また、上里町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助実施要綱第4条では、就学援助を受けようとする者は、年度ごとに就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、認定審査に必要とする書類を添付の上、学校長及び民生委員の意見を付して教育委員会に提出しなければならないとなっています。

地域の民生委員の意見が必要という部分についての見直しを行い、申請をちゅうちょさせるような要因を取り除くことについて、町長の考えを伺いたいと思います。

3、障害者控除について。

①全ての要介護認定者に対する控除について。

現在、前年度の所得申告期間が終了しつつありますが、障害者控除は、身体や精神に障害がある方はもとより、65歳以上で要介護認定を受けている場合、市町村長が認めれば、本人や扶養親族に対し、所得税や住民税の障害者控除が受けられることになっています。控除額は、普通障害認定では27万円、特別障害者認定は40万円です。

上里町では、普通障害認定は要介護2・3の方で、特別障害認定は要介護度4・5の方となっています。しかし、県内では要介護1から障害認定を行い、要介護3以上は、特別障害認定としている実態が多数あります。

上里町においても、要介護1の方も含め、要介護認定者全てを障害者控除として認定し、控除が受けられるようにすべきと思います。

また、認定書については、郵送していると聞いていますが、控除申請されている割合はどのようになっていますか、お聞きいたします。

4、学校における体罰・いじめについて。

①中学校の体罰・いじめの実態について、文部科学省は大阪のいじめ自殺問題を機に行った調査で、いじめの認知件数が14万件を超えたことを受け、24年11月27日付のいじめの問題に関

する児童・生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に関わる緊急調査を、各都道府県教育委員会等に通知しました。いじめ問題を隠さず、適切な実態把握や対応が必要であり、学校評価や教員評価の実施に際しても、留意する必要があるとして、取り組みの徹底を指導しています。

文教厚生常任委員会は、毎年、学校訪問を行ってきましたが、今年度の訪問でも、いじめや不登校についての深刻な問題は、ないと認識している学校が上里町小・中ほとんどでした。しかし、町民の中では、心を痛めている声をお聞きいたします。まずは隠さないことが解決の第一歩だと思いますので、上里町内2中学校と5小学校においてのいじめと体罰についての実態について伺います。

②いじめアンケートについて。

学校訪問の際に、どの学校でもいじめアンケートを実施していることが報告されました。一方、「アンケートの回答が難しい、こうしたアンケートを実施する意味がわからない」という保護者の声も聞きます。忙し過ぎる教員に、アンケートを集約する新たな仕事を増やすほどの意味と効果があるのでしょうか。また、この間行ったアンケート結果は、どのように活用されているのでしょうか、伺います。

③子どもの権利を守ることにについて。

国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、過度に競争的な教育制度の改善を再三勧告してきました。2012年5月、日本における子どもの権利条約の実施状況に関する審査では、新たに子どもの貧困、格差並びに家庭環境の問題に焦点が当てられました。子ども及び親の間で、子どもの権利条約に関する情報の普及を拡大することが奨励され、同時に社会サービス機関が不利な立場に置かれた子ども及び家族に優先的に対応し、適切な金銭的、社会的及び心理的支援を提供することが勧告されています。

子どもの権利条約では、子どもの失敗する権利を認めています。子どもたちは発達途上であり、失敗しながら学び、友達と群れて関わりながら、さまざまなトラブルを経験し、理解し合い、育ち合います。自らが大事にされてこそ、周りの友達に対し、優しいまなざしが向けられるようになるのではないのでしょうか。毎日5時間・6時間授業というハードなカリキュラムでの詰め込み教育を改善し、保護者の生活基盤となる労働条件が整わないと、親も子どももいら立ちやストレスを抱え込んでしまいます。そうした、いら立ちやストレスが、いじめの芽になることも重大です。

今、子どもたちは、日々の遊びの中で成長する機会、人と人との関わりの時間を奪われているように思います。子どもたちの権利が守られる教育について、どのようにお考えか、教育長にお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

1番の町民生活について、①の町が考える安心・安全な町づくりについて、②の所得は減少し、負担は増えている現状については、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

先ほど沓澤議員のほうから、10年前の所得につきましては、40億6,000万というようなお話をいただいていたわけですが、私どもの調査によりましてお話をさせていただきます。

ここ10年の上里町における所得総額は、平成19年の470億円をピークとして、平成24年度当初課税では389億円と81億円、17%の下落となっております。これに伴い、町の基幹税収の一つである個人町民税も、平成19年度の税源移譲により、調定額ベースでは15億7,000万円となったものの、平成24年度当初課税では13億5,000万円と、2億2,000万円、14%の減少となっております。

所得のある方は、1人当たり所得総額では250万円弱で推移してきた所得が、平成22年度以降には220万円台と、30万円、12%の減少となっております。

その反面、社会保障と税の一体改革でも議論をされておりますが、平成24年度からの年少扶養控除の廃止などにより、上里町でおおよそ5,000万円の増収効果がありましたが、子宮頸がんや妊婦健診などの補助制度の打ち切りによる一般財源化のため、町の財政上の増収効果が打ち消され、固定資産税の減収などが、このまま町の財政の減収となってきているのが現状でございます。

こうした状況の中、町民が安心して暮らせるように、医療・福祉・介護といったセーフティネットに係わる予算については、最優先に措置することで、町民生活を支えているところでございます。

年々増額する予算は、平成25年度一般会計歳出予算では、扶助費の占める割合が最も多くなり、さらに高齢化率が上昇してまいりますと、予算規模も必然的に増加するものと考えております。

事業の性格から、やむを得ず一部費用負担をお願いしている事業もございますが、これも継続的な事業を行うために、必要なものではないかと思っております。

医療・福祉事業につきましては、一旦制度化したものは、継続性を重視してまいりませんと、

住民生活に影響を及ぼすことになります。このため必要な費用に対しましては、安定的な財源を担保といたしませんと、継続性が担保できないといった結果を招くことになりますので、例えば、子ども医療費は費用が年々増加しておりますが、事業継続に最大限の配慮を行っておるところでございます。

一方、公共事業も、安心・安全なまちづくりに必要な投資であります。この経費は一度に多額な経費を要し、財政負担が過度に集中するといった特徴がございますので、財源調整については、他の行政サービスへの影響を及ぼしかねないことになります。このため、基金などを活用し、必要な費用の一部を確保しつつ、可能な範囲で財政の平準化を図っているところでございます。

財政の平準化は、単に目的と事業の財源を確保するだけでなく、間接的には医療・福祉・介護などの経常的な財源を円滑に確保することにも寄与するもので、相互に補完する関係にもあります。

沓澤議員の御質問にございましたが、各種負担についての負担軽減ですが、それぞれの負担能力に応じた制度となっておりますし、救済措置もございますので、当面は現行制度を継続することに力を注いでまいりたいと考えております。

住民ニーズは、それぞれの世代によって相違があり、多様化しております。これからは、あれもこれもでは、今日の財政対応はできないことも現実でございます。安全で安心できる町づくりを推進するために、限られた財源を有効に活用し、施策の選択と集中を図りながら、より効果的な行政施策を展開することで町民生活を支えてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2の就学援助制度についての御質問でございますけれども、就学援助制度は、小・中学校の児童・生徒が安心して教育が受けられるよう、経済的な理由により学用品費や給食費などの支払いにお困りの御家庭の保護者に対して、その費用の一部を負担、援助する制度でございます。

御質問は教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、3の障害者控除について、①の全ての要介護認定者に対する控除について。

障害者控除の取り扱いにつきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方や身体障害者に準ずる者等として市町村の認定を受けている方が、障害者控除の対象とされてところでございます。

町では、障害者及び特別障害者に該当しない65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定を受けている方に、上里町介護保険要介護認定者に対する障害者控除対象者に準ずる認定に関す

る事務取り扱い要綱に基づき、先ほど杳澤議員がおっしゃられておりましたけれども、要介護2及び3に認定された方は普通障害、要介護4と5に認定された方は特別障害として、申請に基づき、障害者控除対象者認定書を交付しておるところでございます。

所得税や町県民税の申告をする際に、この認定書を提示しますと、本人、又は扶養者が障害者控除、控除額は先ほど杳澤議員もおっしゃられておりましたけれども、所得税が27万円、町県民税が26万円、または特別障害者控除額が40万円と町県民税が30万円を受けることができるようになっておるところでございます。

所得税法等の中では、常に就床を要し、複雑な介護を要する人とされておりまして、その年の12月31日現在において、引き続き6カ月以上にわたる身体の障害による就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない程度のある状態にあると認められる方でございます。

平成14年8月、高齢者の所得税・地方税上の障害控除の取り扱いについて、国より通達があり、平成15年1月に児玉郡市内で障害者及び特別障害者に準ずる範囲を検討した結果、要介護4・5を特別障害、要介護2・3を普通障害の対象として、申請に基づき認定書の交付をすることとなっております。

全ての要介護認定者に対する控除という質問ですが、児玉郡市内で協議して取り決めている内容でございますので、今後の検討とさせていただきたいと考えておるところでございます。

なお、認定書の申請及び発行状況は、平成22年は8人、平成23年が6人、平成24年は、現在でございますけれども、6人でございます。

障害者控除の受け方につきましては、広報紙での周知や申告の手引き等でお知らせしておりますが、今後はより一層、要介護認定者の障害者控除の適用について、通知等で周知を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、杳澤議員の学校における体罰・いじめについてお答えをさせていただきたいと思えます。

学校訪問の折に見かける子どもたち、一人一人の表情が実に生き生きとして楽しそうで、見ている私たちのほうが、子どもに元気をもらうような気がします。保護者や地域の皆様も、上里町の子どもたちが毎日健やかに学校生活を送ることを、全員が願っているわけでございます。どの子もいじめられたり体罰を受けたりしないで、「ただいま」と明るく学校から帰ってくる、そのような学校づくりをしていく必要があります。

子どものいじめや体罰につきましては、新聞報道やテレビのニュースを見るたびに心を痛めておるところでございます。この問題につきましても、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 沓澤幸子議員の御質問、就学援助制度について、①の周知内容について、②の給付手続について、③の給付内容についての3件につきまして、関連がございますので、一括して答弁させていただきたいと存じます。

初めに、就学援助制度につきましては、学校教育法で、経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されており、その対象者は、生活保護法に規定する要保護者及び教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者としています。

現在、上里町では、要保護・準要保護児童・生徒は327人であり、全児童・生徒数に占める割合は11.1%となっております。

まず、御質問1点目の制度の周知内容であります。毎年1月に広報かみさとで制度の周知に関する記事を掲載しております。また、新入学説明会のときにパンフレットを配布することや、福祉こども課と連携して、児童扶養手当申請時にお知らせすること、各学校でも保護者に対して制度の説明を行うなどの周知を行っているところでございます。

議員御指摘のように、制度の周知のため、全児童・生徒の保護者宛てにパンフレットを送付することや、そのパンフレット等に認定基準のモデルケースを示し、わかりやすくしていくことにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

次に、2点目の給付手続に関して、申請時に民生委員さんの所見をつけるということは、申請をためらう方もいるのではないかと御質問でありますが、民生委員さんの所見をつけることに関しましては、文部科学省から福祉事務所の長や民生委員と十分連絡を取り、認定を行うことという指導があります。

また、教育委員会では、申請者の生活実態等の把握が必要であることなどを考慮すると、民生委員さんの所見は必要であると考えております。

次に、3点目の給付内容についての御質問であります。御指摘の準要保護者の援助対象費目に、PTA会費や生徒会費も含めることに関しては、準要保護者の援助対象費目は、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費等が対象であり、PTA会費や生徒会費等は対象としていません。

埼玉県内の市町村でも、これらの経費を対象としているのは、加須市や深谷市など5市町村だけであり、これらの費用を対象とするかについては、周辺市町の動向を注視し、今後検討していきたいというふうに考えております。

なお、PTA会費や生徒会費等につきましては、小学校では年額1,800円から2,500円、中学校では5,900円程度であり、これらを含めた年間の経費、それは小学校が8万1,000円程度でございます。中学校が本町では13万5,000円程度となっております。仮に、これらのPTA会費や生徒会費等を対象とした場合、小学校費では約40万円程度、中学校費では70万円程度が必要であると考えております。

また、現在、上里町の準要保護世帯の認定基準は、生活保護を1.0とした場合、1.3以内としており、生活保護費の見直しが行われたとした場合、準要保護世帯の認定基準に影響を及ぼすことが考えられますが、具体的には生活保護基準の見直しが明らかになった段階で検討していきたいと考えております。

次に、学校における体罰・いじめについてお答え申し上げます。

平成23年10月に、滋賀県大津市の中学2年生の男子生徒が、いじめが原因で自殺をしました。さらに平成24年12月には、大阪市立桜宮高校の2年男子生徒が、バスケットボール部顧問から頬を平手打ちされるなどの体罰を受けて、翌日、自宅で自殺しました。

これらの痛ましい問題に端を発して、いじめや体罰の問題がここ数年大きく取り上げられ、保護者の関心も高く、文部科学省も全国調査に乗り出しました。

議員御質問の①小・中学校の体罰・いじめの実態ですが、いじめの実態調査については、埼玉県教育委員会からの要請により、上里町でも今年の1月に全小・中学校の保護者を対象に実施しました。小学校では、子どもが何らかの被害に遭っていると回答した保護者は、全回答者数1,921人中178人で9.3%に該当します。中学校では895人中44人で4.9%に該当します。

現在、小・中学校では、その結果を受けて、事実確認と解消に向けた取り組みを全力で行っているところでございます。

教育委員会といたしましても、この結果を非常に重く見て、校長会・教頭会を通じて、全てのいじめ問題の完全解消を図るよう指導したところでございます。

また、教員の体罰については、この3月中にアンケートをとって実態把握をするようにと、急遽、文部科学省から通達があり、本町では3月6日に全小・中学校の保護者、児童・生徒にアンケートを配布して、現在その結果への対応をしているところでございます。

次に、②のいじめアンケートの内容ですが、アンケート用紙には、いじめの例として、冷やかしかからかい、仲間外れ、暴力などの具体例を挙げて、どれに該当するかを問うものでございます。質問は次の4つです。

質問1、うちの子どもは学校で他の子どもから例のようなことをされている。

質問2、うちの子どもは学校で他の子どもに例のようなことをしている。

質問3、うちの子どもは学校で例のようなことを見たという話を聞いたことがある。

質問4、家庭で例のような問題について、子どもと話をすることがある。

以上でございます。

アンケート調査は記名式で、回答は封筒に入れて回収しました。被害者、加害者両方の言い分が異なることもあり、慎重に対応するよう、学校に指示をいたしました。

なお、このアンケートの効果、意義についてでございますが、早期発見、早期対応を可能にする意味があり、必要なものと考えております。

最後に、子どもの権利を守ることにについてお答えします。

子どもの権利条約に規定されているように、全ての子どもは安全・安心な生活をする権利を持っております。仲間からのいじめや教員からの体罰によって、精神的にも肉体的にも大きな打撃を受けて、不登校や引きこもり、自殺などに追い込まれるようなことは、絶対にあってはならないことです。学校は安心・安全な場であることが絶対条件です。それをなくして、保護者や地域の信頼を得ることはできません。子どもの持つ楽しく豊かな学校生活を送る権利を、今後とも学校と連携をとりながら、しっかり確保してまいりたいと考えております。

今回の2つの調査を通して、いじめ・体罰が子どもの心に与える影響の大きさを考えますと、絶対に許されない行為であることを、改めて痛感した次第でございます。その未然防止のためには、教員の研修をさらに充実させ、いじめを見抜く目を養うことや、体罰によらない指導の徹底を図る必要があると考えております。

しかしながら、同時に授業妨害をする子どもや仲間外れをする子どもたちには、ちゅうちょなく、しっかり叱れる教員を育成していく必要があると感じております。子どもは未熟な存在であり、大人の指導を必要としております。しかし、その指導も行き過ぎると、子どもの心や体を傷つけます。この指導と受容のバランスをうまくとって、子どもと教員が信頼関係の中で、ともに育ち、学び合う関係づくりを醸成していくように、学校を指導してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきます。

まず、町民生活についてでありますけれども、町長は先ほど、私が総所得額、2003年は46億と言ったというふうでしたけれども、違います。406億です。

それで、私も本来であれば子育てをしている家庭について抽出した数字がもらいたいなというふうに思ったんですけれども、なかなか、上里町の税務の関係の資料では、そういうふうなことで抽出ができないようでありました。

それで、国民生活基礎調査、厚生労働省の結果なんですけれども、これ1997年、厚生省時代ですね、と2011年とで比較すると、18歳未満の子どものいる世帯の平均所得は124万円減少しているそうなんです。上里町においては、そういう細かい分析まではできませんでしたが、しかしながら、この10年間で町民1人当たり平均すると29万円の所得が減っているということは、1カ月分ほどの収入が、もう減っているということが言えると思います。

その一方で、町税は1万7,031円の増額なんですけれども、これは扶養控除の廃止等があって、所得は減っているのに、税が上がるというシステムが24年度からあるわけでありまして、そうしたことも含めると、さらに所得が減ったことに対しての税負担は重くなっているかなというふうに思います。所得が落ち続けてくる中で、掛かる経費は変わらない。また、町の予算でも明らかなように、新年度の予算では光熱水費が上げられました。各家庭においても、光熱水費であるとか、ガソリン・灯油なども大変な値上げをしております。経費が掛かっていて、なおかつ税金も上がる。そして介護保険、後期高齢者医療保険、今年度からわずかですけれども、国保もまた上里町は上がることになりました。既に水道料金も2年ほど前に上がりました。

住民生活のそうした本当に大変な、数字から見ても大変な実態について、町長はどのようにお考えなのか。上里の町民の命を預かる首長としての考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、沓澤議員もおっしゃってありましたけれども、平均でこのところ30万円位、要するに12%位所得が減少している、そういう実情の中でございますけれども、それはもちろんそうなんですけれども、またいわゆる後期の医療や介護、福祉、そういった部分では、大変お金がかかっているというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 年収というんですか、所得が200万円以下の世帯の生活状態を、どういうふうに考えていらっしゃるのかなというふうに思うんです。

だいたい前に県北では、所得200万以下が半分以上になったと聞いて、わあ、すごいことだというふうに思ったんですけれども、何と調べてみましたら上里は68%、もう70%近い人たちが、そういう水準になってきているという実態であります。

医療費が掛かる、後期高齢者の医療も掛かる、さまざまなことを言われましたけれども、やはり所得が少ない世帯において、病気になり、健康を維持することが困難になったりしていく

傾向があるというふうに言われています。そういう町民生活の実態について、町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ここ数年、本当に所得が低くなって、住民の皆さんも大変であろうというふうに思っておるところでございますけれども、今回、新しい政権ができて、アベノミクスということで、去年の暮れから株価が上がったり、そういう部分では、景気に期待が寄せられておるところでございます、一部では景気もよくなってきておると、そういうふうにも思っておるところでございますので、今後のそういった政策について、期待をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） アベノミクスというふうに言われて、期待をというふうに言われましたけれども、経済が大企業、大型工事優先で今、補正予算から組まれてきて、それが徐々に住民にも巡りめぐってきますよという考え方、もう古い自民党政治のやり方を、また復活させようというわけなんですけれども、来年の4月からは消費税がまた8%に、段階的に今度は10%に向かって動き出すというときに、消費税が3%上げられますと、また所得の1カ月分が消えるのではないかとというふうに言われていますけれども、そうした実態について、巡りめぐってくる以前に、もう町民はぎりぎりの生活をしているというふうに思うんですけれども、町長にそういう認識というんでしょうか、おありなんですか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 消費税の問題につきましては、所得が回復しなければ消費税は上げないと、そういうお話も聞いておるわけでございますけれども、ぜひ消費税が上げられるような景気浮揚策ができればいいなというふうに思っておるところでございます。

今、被災地等でも非常に工事が、発注しても人が集まらない、そういう状況の中で、人件費等も高くなっておるようございまして、そういった部分で、この地域におきましても、やはりそういった大きな工事等も発注をされておるわけございまして、そういうことで景気がよくなるのではないかとということで、今の政治に期待をしておるところでございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 就学援助制度についてお尋ねしたいというふうに思います。

上里町も年々、本当にこの就学援助制度を受ける受給者の子どもさんたちが、増えてきているわけでありますけれども、こういう時代でありますので、文科省のほうでも周知徹底をきちんと図るようなという指導がされているというふうに思います。特に外国籍の方たちにも、わかるような形での周知に努めるようなという指導もされているというふうに思います。

それで、新1年生等を対象だけではなくて、本当に年に1回、やっぱり細かく雇用状況も、去年は安定していても、急に切られたりとか、そういう実態がたくさんあるわけですので、早急に検討していただいて、全ての児童・生徒に行き渡るようにしていただきたいなというふうに思います。

そして、内容的にも、自分の家庭が該当するのかどうかというのは、本当に生活保護の1.3というふうに示されても、なかなか具体的ではないんですよ。その辺を早急にしていただきたいなというふうに思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきましたように、新児童・生徒の保護者宛てにパンフレットを送付するとか、そのモデルケースをわかりやすく付したパンフレットを作るというようなこと、それから先ほどお話がありました外国籍の児童については、教育委員会が抱えております通訳をする方もおりますので、そういう方の力をお借りしながら、外国籍の子どもたちにもわかるような、家庭にもわかるようなパンフレットを作ることを検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） よろしくお尋ねしたいというふうに思います。

それと、給付内容でありますけれども、確かに国は内容を上乘せしましたけれども、補助金的には一般財源化して、わからなくしてしまって、補助金を打ち切ったみたいな形になっているというふうに思います。ですから、受給者が増えれば増えるほど市町村の負担が重くなるというような形に、全く酷いことだというふうに思いますけれども、なっているかのように思います。そういう中で、新たにつけられた部分に対して、なかなか3つ一緒に実施している自治体というのは、全国でも少ないなというふうに、私も調べながら思いました。

しかしながら、これだけ厳しい生活実態の中で、実際問題、今受けている子どもたちの倍位の、本当ならば対象になる児童・生徒がいるという調査になっています。

ただ、なかなか申請がしづらかったり、自分がその該当になるとわからなかったりというこ

とで、今現在は、だからその辺の徹底がされれば、もっともっと増えるであろう数字なんだろうなというふうに思います。

文部科学省の調べなどでも、やっぱり周知徹底している自治体ほど、受給率が高いというふうなことが明らかになっております。埼玉県でも一番高いところは、たしか三郷市だったというふうに思います。33%だったかなというふうに思います。

やはりそういう周知と同時に、先ほど数字で示していただきましたら、3つの新たな給付を入れても、小学校で40万、中学校で70万ということでもありますので、近隣市町村と足並みを揃えることも大事ですけれども、近隣市町村に働きかけて、やっていこうじゃないかという、そういう温かい立場に立っていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点についての答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げましたように、非常に補助金の問題等もございまして、現在、周辺市町の動向等を勘案、注視しながら、今、考えているところでございますけれども、今後の一つの大きな検討課題であるなというふうには考えております。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 埼玉県の中でも、本当に北部のほうの所得水準の低さは、県南のほうとは比べられないような実態がありますので、やはり県北から、財政的には厳しいでしょうけれども、子どもたちの学びを保障していくという、憲法や教育基本法をしっかりと守っていくという立場で奮闘していただきたいなというふうに思います。

3番目の障害者控除について伺います。

この控除につきましても、児玉郡市で平成15年に足並みを揃えてこういうふうに決めましたという話であります。しかし、埼玉県を調べますと、もうかなりの自治体で要介護1から控除の認定対象になっているところがあります。やっぱりこのことについても、もう平成15年からもう10年近く経っているわけでありまして、また社会情勢も本当に厳しくなってきていますので、ぜひ検討していただきたいなと。要介護に認定されている方は、全て控除の対象になれるようにということで、検討していただきたいと思うんですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、児玉郡市におきましては、要介護

が2から3ということでございまして、特別障害におきましては4から5ということでございます。埼玉県の中では、1から5までというお話は承っておらないわけでございますけれども、群馬県等では1から5までの方が該当しているという例もあるわけでございますので、今後、児玉郡市で、その辺のところは相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 埼玉県で言いますと、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、鴻巣市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、まだいっぱいあるんですけども、伊奈町だとか三芳町、さまざまところで1から該当になっておりますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの答弁の中で、せっかく認定書を発行しているにも関わらず、実際はこの控除を申請している方が非常に少なく、8人ですとか6人とかいう現状とのことであります。これはなぜなのか。平成24年の4月の状況を見ましても、要介護1を除いてですけれども、要介護2で119人、3で86人、4で116人、5で112人、これだけいらっしゃるわけですので、なぜこのような低い状態になっているのかについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に少ないわけございまして、上里町は要支援の1が123名、要支援の2が118名、要介護の1が206名、それで該当しておところが、要介護2が116名、要介護3が90名おるわけございまして、それが普通障害になっておるわけございまして。介護認定の4が134名、要介護5が111名ということで、そういった中で、平成22年は8人の申請があったわけございまして、平成23年が6人、平成24年も6人ということでございまして。

これらのことにつきましては、今後より一層、要介護認定者の障害控除の適用について、通知等によって周知を図って、申請をしていただくということで努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） この認定書は、所得の申告をする時期にきちっと配布というんでしょうか、郵送をしているんでしょうか。どのような、郵送していることは知っているんですけども、どのような形で郵送されているかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 申請があってから郵送している、ということだそうでございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 申請があってから郵送するという形だと、なかなか、広報を見落としたりすると、申請できなくなってしまうと思います。やはりこの申告を増やしていくには、対象者は町がきちっと把握しているわけでありますので、いわゆる対象者、私は要介護1の方から対象にさせていただきたいわけなんですけれども、とりあえず今の現状であっても、対象となる方には全て、申告の時期には町から重要書類として認定書を送る。そうすればこの申告が高まるというふうに思うんですね。それでも、なおかつ忘れる方に対しては、申告所の会場に、この方はいくつかの控除がありますよというお知らせを張るとか、やはり今、本当に大変なときでありますので、町民の目線に立った対策が重要ではないかと思いますので、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 要介護の認定書を通知するとき、これは一人一人でございますけれども、そういうときにお話をさせていただいて、周知をしていただいて、また本人から申請をしていただくということでやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） ただいまの町長の答弁ですと、認定されたときに話をしておくので、町民から申請があったらお送りしますということであって、対象者全てに送るという対応はしないというふうに、それだと受け止められてしまうんですけれども、やはりもう対象者は、ちゃんと審査をされて認定されているわけでありますので、認定者全ての方に認定書を送っていただけるようお願いしたいと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 介護保険の要介護の認定書を通知したときに、一人一人に通知をしたときに、こういう制度がございますよということで本人から申請をしていただく。ですから、一人一人に全部通知をします。こういう制度がございますよということを周知していただくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 少しでもやっぱり制度が生きるように、制度があるのに知らないで、使えなくて御苦労されるということもありますので、そういう形でも結構ですので、徹底した周知をしていただいて、なおかつ、それでも忘れる場合もありますので、申告会場にこういう方は該当されるんですよということを張り出していただくなど、二重三重に丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、学校における体罰・いじめについてのほうに移らせていただきます。

先ほどの教育長の答弁ですと、今まさに対応に追われているようであります。1月に保護者を対象にアンケートを行った結果を受けての実態の確認に入っているということであり、また体罰については、3月中にアンケートを行ったばかりということで、まだ回収もまとめもできていないのかなというふうに思います。

私も体罰の話を実際、町民の方から、部活において、女の子なのに殴られたという、蹴られたというようなことも耳にしたり、さまざまなことを耳にしています。やはり実態は実態として隠さずに、反省すべきところは反省して、やっぱり真摯にやっていくしかないし、そういう姿を、子どもたちはまた見ていくのではないかなというふうに思っています。

それで、アンケートについては、今後はどのように考えているのでしょうか。保護者の方からは、非常に答えにくくて、このアンケートでどれだけの意味があるんだろうというような声も聞いているわけなんですけれども、今後のアンケートのあり方について、どのように考えているのか御答弁をお願いします。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げましたように、アンケート、特にいじめのアンケートについては、学期ごとに各学校とも、子どもたちからいろいろな考え方を聞いております。これは先ほど申し上げましたように、早期発見・早期対応するための一つの手段であります。本来でしたらば、教員が見抜ければ一番よろしいわけですが、教員の目の届かない場所で起こったいじめ等、どうやってそれを把握するかというものもございます。いろいろなことから考えますと、そのアンケートも認知するための一つの手段かなというふうに思っております。

それで、把握した後は、当然ながら早期対応をして、子どもたちがいじめ等から心を悩ませないでできるような体制づくりを、さらに進めていかななくてはならないなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） そうしますと、今後も学期ごとに子どもたち対象のアンケートを実施していくということなんでしょうか。また保護者に対しても、年に1回こうしたアンケートを実施していくという、そういうお考えなんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 保護者に対するアンケートは、今回、県のほうの、全県一斉の実態調査という形で保護者の方からお聞きしましたけれども、多分、県のほうはこれで当分の間は行わないだろうなというふうに思っております。したがって、各学校が預かっている子どもたちが、安心・安全な学校生活が送れるような体制をとるための一つのアンケートは、今後も実施していかななくてはならないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 午前中も学校6日制の話で議論されておりましたけれども、ゆとり教育が実施されるときに、私などは大変懸念をいたしました。基礎学力が落ちることを心配しましたけれども、やはりそういうことが、また再度問題視されて、今度はゆとりに対する批判が始まって、授業数の増加で、いわゆる5日制を残したまま授業数を増加したために、子どもたちの日々のゆとりがない。そういう実態の中で、本当に子どもたちはストレスを抱えています。それで今度は急にそれを何とかしようと言って、急に舵を切って6日制とかになっているわけでありましてけれども、子どもたちはそんなおもちゃではないし、本当に長い目できちんと、教育はどうあるべきかという議論を徹底してやっていただくことが、必要かなというふうに私などは思っています。

子どもたちの余暇を楽しむとか遊ぶ権利だとか、失敗する権利、そういうさまざまな権利が、時間に追われる中で奪われて、それが大きくなったときに取り戻せるかということ、やはり取り戻せるものではないというふうに思いますので、その辺について、教育長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 学校週5日制になったとき、それから今まさに学校週6日制に戻ろうという動きが少し見えているわけなんですけれども、それによって、5日制になるとき子どもたちが翻弄された。これからも多分また子どもたちが、一時ですけれども、翻弄されるのかなというふうに思って、大変懸念をしているところでございます。

確かに将来的に見れば、舵取りすることは大変必要なことだと思うんですけども、現在いる子どもたち、今学んでいる子どもたちにとって、急激な舵取りというのは、大変大きな問題が残るのではないかなというふうには思っているわけですけども、しかしながら、社会の情勢等を勘案していきますと、やはり時期時期にそういう修正をかけなくてはならないのではないかなと、そういう時期に今来ているんだろうというふうには考えております。

それと同時に、先ほど子どもたちから、さまざまな体験の時間が奪われてしまうのではないのかというふうなことがございますけれども、その点につきましては、上里町といたしましても、放課後子ども教室等を使いながら、土曜・日曜、特に週末の日曜日、あるいは夏休み中等が多いんですけども、さまざまな体験活動を展開するような機会をつくって、情報提供しながら子どもたちに参加していただいております。

いずれにしろ、地域の中で子どもたちが活動できるような体制は、今後もつくらなくてはならないであろうし、家庭の中での体験の重要性も推進していかななくてはならないだろうなというふうには考えているところでございます。

いずれにしろ、5日制が6日制に、どのような舵取りをされるかというのは、今後また、注視していかななくてはならない大きな課題であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） アンケートに戻るんですけども、アンケートは今、集約中であつたり、保護者に対するアンケートでは、小学校では9.3%、中学校では4.9%の何らかのいじめの実態が浮き彫りになったようでありますけれども、外からのそういうアンケートではなくて、中の教員たちが把握している部分での体罰やいじめについての実態は、各小・中学校、どのような実態なんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 各学校で、いじめについて教員が認知する部分というのも出ておりますので、やはりそれをいかにして教員が認知できるかという見抜く目ですね、これを養っていかななくてはいけないなというふうに思っておりますので、その辺のところは今後も研修を積み上げながら、教員のいじめを見抜く目を育ててまいりたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） では、後で数字は教えていただければというふうに思います。

先ほど答弁の中で、授業妨害をする子どもたちに対しては、しっかり指導していきたいと。指導と受容のバランスが大事だというふうに、まさにそのとおりだというふうに思いますけれども、実際さまざまな授業妨害を、出歩いてしまうだとか、声を出してしまうだとか、いろいろな実態があると思いますけれども、そういう実態がどの程度あるのか。困った行動をする子どもたちは、本当は子どもたち本人が困っているのだということも、よく言われるわけでありまして、そういう実態は、各小・中学校、どのようにあらわれているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 細かい数については、今ちょっと把握をしておりませんが、私も就任して以来、時々学校を訪問させていただいて、見させてもらっているのですが、やはり落ちつきがなく、机から離れてしまうというような子どもたちというのは、ちらほらと見受けられます。実はその子にとって、それが困ったことだと。本人にとっても困ったことなんだと思うんですけれども、いざ集団になりますと、特に低学年、小さい子どもにとりましては、あの子がああやって動いているのに、どうして僕が動いたらおかしいの、どうして僕は注意されなくてはいけないのということから、学級が崩れてしまうという状況がございます。

ですから、そういうときに、きちっと教えてあげられる、叱ってあげられる、いけないんだと言ってあげられる教師の資質というものも、養っていかなくてはいけないのではないかなと。部分的には人がいないと止められない部分があるかもしれませんが、子どもたちによっては、教えによってその行動を直してあげられるということも考えられますので、そのところもこれからの大きな課題ではあるなというふうには思っております。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 上里町においては、かなり教育の部分に人的配置を今年度まで、2012年度までは緊急雇用対策等で支援の教員を配置してきた。そして各学校に文教で訪問したときにも、そのことは非常にありがたいというふうに校長先生からも言っていて、そういう部分の補助の目が、担任の先生が授業をやっている、落ちつかない子たちのところで寄り添える目になってきたかなというふうに思います。

新年度から、そうした補助の教員が一気に14名なくなってしまうということに対して、私は非常に心配をしています。全国的にどの市町村でも、落ちつかない子、いわゆる障害まではいかないけれども、なかなか集団行動はできないという子どもたちが、やっぱり学級崩壊の原因をつくっている。その子たちは、注意しても注意しても、なかなか自分でも抑え切れないよう

なところがあるように思います。そうした点で、本当にどのクラスにも何人かそういう子がいると、担任1人では、授業をストップして対応しなくてはいけないということが、また生まれてくるのかなというふうに思います。そんなことを懸念しながら、子どもたちの健やかな教育のために、引き続き努力していただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

◇

◎散 会

○議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時56分散会